

ディスクロージャー誌

DISCLOSURE

令和**6**年度

令和6年4月1日～
令和7年3月31日

私たちの活動をご理解いただくために

JA加賀

目 次

ごあいさつ	1	(5) 預かり資産の状況	
1. 経営理念・基本方針	2	① 投資信託残高	36
2. 経営管理体制	3	② 残高有り投資信託口座数	36
3. 社会的責任と貢献活動	4	2. 共済取扱実績	
4. 事業の概況（令和6年度）	6	(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	37
5. リスク管理の状況	8	(2) 医療共済の共済金額保有高	37
6. 事業のご案内	11	(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度 疾病共済の共済金額保有高	37
【経営資料】		(4) 年金共済の年金保有高	37
I 決算の状況		(5) 短期共済新契約高	38
1. 貸借対照表	12	3. その他事業の実績	
2. 損益計算書	14	(1) 購買品取扱高	38
3. 注記表	16	(2) 受託販売品取扱高	38
4. 剰余金処分計算書	24	(3) 保管事業取扱実績	38
5. 部門別損益計算書	25	(4) 加工事業取扱実績	39
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	27	(5) 利用事業取扱実績	39
7. 会計監査人の監査	27	(6) 指導事業の収支内訳	39
II 損益の状況		IV 経営諸指標	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	27	1. 利益率	40
2. 利益総括表	28	2. 貯貸率・貯証率	40
3. 資金運用収支の内訳	28	V 自己資本の充実の状況	
4. 受取・支払利息の増減額	28	1. 自己資本の状況	40
III 事業の概況		2. 自己資本の構成に関する事項	41
1. 信用事業		3. 自己資本の充実度に関する事項	43
(1) 貯金		4. 信用リスクに関する事項	47
① 種類別貯金平均残高	29	5. 信用リスク削減手法に関する事項	54
② 定期貯金残高	29	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	56
(2) 貸出金		7. 証券化エクスポージャーに関する事項	56
① 種類別貸出金平均残高	29	8. CVAリスクに関する事項	56
② 貸出金利条件別内訳残高	29	9. マーケット・リスクに関する事項	56
③ 貸出金担保別内訳残高	30	10. オペレーショナル・リスクに関する事項	57
④ 債務保証見返額担保別内訳残高	30	11. 出資等または株式等エクスポージャーに 関する事項	58
⑤ 貸出金使途別内訳残高	30	12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用さ れるエクスポージャーに関する事項	59
⑥ 貸出金業種別残高	30	13. 金利リスクに関する事項	59
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	31	【JAの概要】	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及 び金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況	32	1. 機構図	61
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金のリスク管理債権の状況	32	2. 役員	62
⑩ 貸倒引当金内訳	34	3. 組合員数	62
⑪ 貸出金償却額	34	4. 組合員組織の状況	62
(3) 内国為替取扱実績	34	5. 地区	63
(4) 有価証券		6. 沿革・歩み	63
① 保有有価証券平均残高	34	7. 店舗等のご案内	64
② 保有有価証券残存期間別残高	35	【連結情報】	
③ 有価証券の時価情報	35	1. グループの概況	65
④ 金銭の信託の時価情報	36	2. 連結自己資本の充実の状況	79
⑤ デリバティブ取引、金融等デリバ ティブ取引、有価証券関連店頭デリ バティブ取引	36		

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけるよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

ごあいさつ



代表理事組合長
道 田 肇

ＪＡ加賀をご利用の皆さま方には、日頃のご愛顧に対し心より感謝を申し上げますとともに、この度の令和６年度ディスクロージャー誌を作成するにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

令和６年度は、年初の地震からその後の豪雨などの思わぬ自然災害、２年続きの夏場の猛暑による農産物被害に加え、農業生産資材の価格が高止まりする中、米や青果物の需給環境と相場の大きな変動などがあり、生産者・ＪＡを取り巻く環境は、一層の不透明感と厳しさを増しました。

特に米価の高騰はインバウンド増加で片付けられるものではなく、需要と供給のバランスが適正なのか、担い手不足の中で今後の供給をどうしていくのか、これから農家・消費者の「食」を守る使命のもと、ＪＡグループ全体で関係各機関と協議していく必要があります。

そうした環境下、ＪＡ加賀では令和５年度を初年度とした第１０次中期３か年計画に基づき、自己改革における「農業者の所得増大」・「農業生産の拡大」・「地域の活性化」の実践により「～未来への種まき～持続可能な加賀市農業の実現をめざして」に向けた事業運営に取り組んでまいりました。

令和６年度決算では、事業総利益１９億１千万円、事業管理費を差し引いた事業利益２億２千万円、当期末処分剰余金１２億３千万円を計上することになり、経営の指標である自己資本比率は２４．４％と健全な経営に努めることができました。また、令和６年１０月には西支店新店舗が完成し、令和７年５月には震災の影響で工事が大変遅れておりましたが「山中プラザ」も完成致しました。

これもひとえに組合員皆様の事業に対するご理解と温かいご協力の賜物と心より感謝を申し上げます。

本年度は「ふるさとの食と農を守る 地域に根ざしたＪＡを目指して」を基本方針に掲げ、生産者と消費者を繋ぐ役割を担い、新規就農者・若手農業者等への次世代に繋ぐ持続可能な加賀市農業の実現に向けた支援に引き続き取り組むとともに、組合員・利用者の時代の変化に応じた暮らしに貢献するため、皆様に寄り添った提案や相談しやすい店舗づくりと人づくりを実践します。また、ＪＡグリーン加賀「元気村」を地域の皆様と生産者をつなぐ１丁目１番地と位置づけ、よりよい「食」を提供することにより、加賀市農業の更なる発展に向けて取り組んでまいります。組合員の皆様には、今後ともＪＡ加賀の各事業に対しまして更なるご理解・ご協力のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

結びとなりますが、組合員皆様のご健勝とご多幸、今後益々のご繁栄をご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

令和７年７月

1. 経営理念・基本方針

基 本 方 針

ふるさとの食と農を守る 地域に根ざしたＪＡを目指して

基 本 目 標

1. ふるさとの「食」と「農」で消費者と生産者をつなぐ１丁目１番地として、ＪＡグリーン加賀「元気村」を中心に持続可能な加賀市農業の実現を目指します。
2. 組合員・利用者の「暮らし」が豊かなものになるよう、子会社を含めた「ＪＡ加賀グループ」として、総合事業を展開してまいります。
3. 組合員・利用者が相談しやすい場の提供と、より良い提案が継続できるよう、事業の「見える化」・「効率化」を図り、ＪＡ経営の健全化に取り組みます。
4. 持続可能な経営基盤の確立に向け、中長期（５年）の収支シミュレーションに基づく分析と見直しを継続し、効率的な業務運営を図るとともに、リスク管理及びコンプライアンス態勢をさらに強化した内部統制に努め、安全で安心して利用できる組織づくりを行います。

2. 経営管理体制

◇経営執行体制

〔理事会制度〕

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、生産者組織や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 社会的責任と貢献活動

ＪＡ加賀コーポレートスローガン「さあ、笑顔の産地へ」の実現に向け、自己改革の３つの基本目標（農業者の所得増大・農業生産の拡大・地域の活性化）を軸に、「第10次中期３ヵ年計画・ＪＡ加賀地域農業戦略」（令和５年度～７年度）に基づき、取り組みを進めています。

（１）農業振興活動

- ① 農業生産力の維持・拡大による「産地づくりの強化」を図るため、水田フル活用を前提に水稻をはじめ水田作物による所得確保対策と園芸作物の生産拡大を推進しています。
- ② 大規模農家のニーズや経営・生産状況等の把握を行い、個々の経営体に適した事業提案や農産物の販路拡大に向けた取り組み、さらには総合的な複合経営を促進し、担い手対策を実践しています。また、小規模農家に対しては、農産物づくりを通じて安定的な農業所得の確保が図れるよう、ＪＡ直売所など販売ルートの拡大などを通じ、多彩な農産物の有利販売に努めています。
- ③ イベントや展示会・商談会への出展やメディアを活用したＰＲ活動を積極的に展開し、加賀市産農産物の認知度向上とブランド力の強化に取り組んでいます。
- ④ ＴＡＣ活動を通じて、経営規模に応じた定期訪問活動を強化しています。また、訪問活動によって得られた情報をＪＡ役職員や関係部門間で共有しています。
- ⑤ 関係機関と連携し、就農支援体制と育成研修体系の整備を図り、新規就農支援を行っています。
- ⑥ ㈱アグリサポート加賀と連携し、地域の実態を把握し、農業者の経営支援に努め、地域農業の維持・発展に取り組んでいます。
- ⑦ 農業経営の低コスト化を実現するため、仕入れ先との価格交渉の強化や大型規格農薬と大口予約注文による生産資材の価格低減、肥料満車直送による配送コストの低減を図り、農業支援に取り組んでいます。

◇地域密着型金融への取り組み

- ① 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援
（ＪＡバンク石川の農業メインバンク機能強化への取り組み）
当ＪＡは、地域における農業者との結び付きを強化し、地域を活性化するため、次の取り組みを行っています。
ア. 農業融資商品の適切な提供・開発
各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取り扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。
令和７年３月末時点において、農業関係資金残高^(注) 809百万円を取り扱っています。
（注）農業関係の貸出金とは、農業者及び農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
営農類型別や資金種類別の農業資金、及び農業資金の受託貸付金の取り扱い状況についてはＰ31の主要な農業関係の貸出金残高をご覧ください。
- イ. 担い手のニーズに応えるための体制整備
当ＪＡは、地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。
農業融資担当者が、営農・経済担当者から得た情報も含めて把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しています。また、本店には「担い手金融リーダー」を設置し、農業融資担当者の活動をサポートしています。
- ウ. 事業間連携の強化
農業者の多様なニーズに対し信用・共済・経済事業等との合同会議・研修会の開催や農業者への同行訪問等により、これまで以上に内部の連携を強化しています。
【具体的取り組み】
 - １）農業資金研修の開催
担い手担当、営農・経済担当者向けの農業資金研修を開催しています。
- エ. 地産地消と６次産業化に向けた産学官連携の推進
地産地消と６次産業化の推進にあたり産学官連携を図り取り組んでいます。
 - １）観光協会（山代温泉、山中温泉、片山津温泉）の協力を得て、６次化商品の販売拡大に取り組んでいます。
 - ２）地産地消と６次産業化事業推進にあたり、行政と連携した体制作りに取り組んでいます。

② 担い手の経営のライフサイクルに応じた支援

当ＪＡは、担い手をサポートするため、ライフサイクルに応じて次の取り組みを行っています。

ア. 新規就農者の支援

新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

イ. セミナー等の開催

農業者を対象としたセミナーの開催や、ＪＡ職員を対象とした研修会への出席等を通じ、農業経営の確立強化を支援しています。

③ 経営の将来性を見極める融資手法を始め、担い手に適した資金供給手法の提供

当ＪＡでは、担い手の経営実態やニーズに適した資金の提供に努めています。

ア. 負債整理資金による軽減支援

農業者の債務償還負担を軽減し、経営再建を支援するため、負債整理資金を取り扱っています。

④ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献

当ＪＡでは、地域社会へ貢献するため、次の取り組みを行っています。

災害被災者への支援

災害対策窓口の設置、災害対策資金の創設や個別融資先の経営状況に応じた償還条件の緩和等の対応を行っています。

(2) 地域貢献活動

当ＪＡは、地域に密着し、地域になくてはならないＪＡとしてあり続けるため、組合員のメンバーシップを強化し、組合員の必要とする総合サービスを提供するとともに、地域協同活動を展開し、地域に根ざした「ＪＡづくり」に取り組んでいます。

① 組合員・地域住民の「思い」や「ニーズ」を把握するため、組合員訪問や支店別座談会を行っています。

② 地域農業と協同組合の理解を深めるため、広報誌や支店だよりの組合員世帯への郵送化、SNS（LINE、フェイスブック、インスタグラム）等により情報を発信しています。

③ 事業活動と協同活動の最前線である支店を拠点として「１支店１協同活動」に取り組み、「食」と「農」に基づいた協同活動を推進しています。

④ 総合ポイント制度を活用することで、地元産農産物の購入をさらに拡大しています。

⑤ 女性部活動の支援強化や、地場産農産物の消費拡大を推進することで、地域コミュニティの活性化につなげています。

⑥ 高齢者やその家族が安心して暮らせる地域社会を目指し、高齢者家事支援サービス事業の普及、お助け隊等、積極的に福祉活動に取り組んでいます。

⑦ 食農教育支援事業・ふれあい体験農業を通じ、地域の皆様や子供たちに農業への理解を深めています。

⑧ 農業まつり等を通じ、食への理解とおいしく安全な食料をPRするとともに、その安定供給に努めています。

⑨ 年金友の会では、グラウンドゴルフ大会、親睦旅行、家庭菜園教室、スマホ教室、トレッキング等を開催し、参加者の親睦融和と健康増進のお手伝いをしています。

⑩ 顧問税理士等による無料相談やファイナンシャルプランナーによる資産相談も行っています。また、日頃は担当者が年金・ローン相談に対応しています。

⑪ 職員による清掃活動等の地域ボランティア活動へ積極的に参加しています。

また、子供たちや消費者に対して食と農と地域の関わりや食の大切さ、食を支える農業やＪＡの役割について、理解促進を図っています。

◇ 「毎月２日おにぎりの日」普及のためイベント等でおにぎり配布

◇ 米づくり体験農園の実施（管内11小学校）

◇ バケツ稲作りの実施（青壮年部主催）

◇ 管内小学校に対する図画・書道・ポスターコンクールの開催

◇ 交通安全指導

◇ クリスマス子供大会の開催

◇ 市内小中学校の米飯給食に等級価格差助成による１等米の提供

4. 事業の概況（令和6年度）

（1）事業概況等

指導・販売事業では、行政と一体となり小塩辻地区において「地域おこし協力隊」の受入れを行い、担い手確保・産地維持に向けての取り組みを行いました。

農産物の生産・販売では、加賀市農業の基幹作物である水稻は、昨年同様歴史的な猛暑に見舞われましたが、水管理の徹底と適期刈取りの励行により、1等米比率を大きく引き上げることができ、米価の上昇も影響し販売額を大幅に伸ばすことができました。

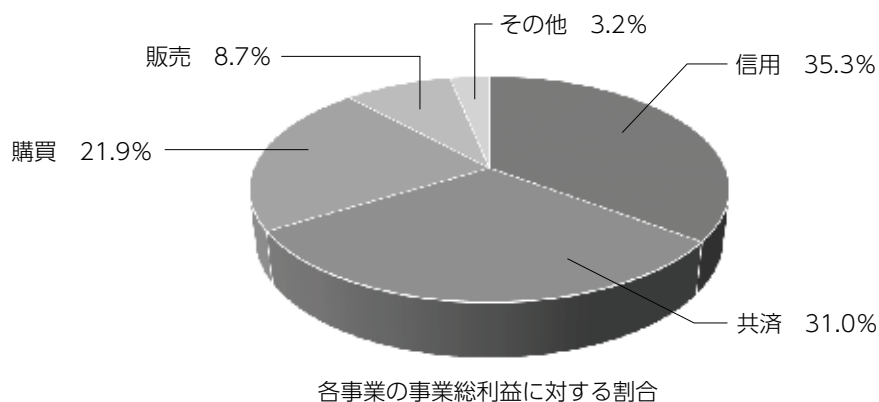
また、園芸作物や果樹において、ブロッコリーでは、年間販売目標である3億円を達成することができました。ルビーロマンでは、前年の出荷房数を下回る結果となりましたが、梨では出荷量・販売額ともに前年を上回り、販売高は41億4,985万円となりました。

信用事業では、昨年に引き続き、農業制度資金をはじめとする低金利農業設備資金並びに肥料価格等資材高騰に伴う農業運転資金の提案について、当JA部門間連携で対応を協議し、農業者経営の支援に取り組みしました。

また、利用者の「つかう・ためる・そなえる・ふやす・のこす」というライフプランとニーズに沿った資産形成・資産運用の提案に取り組むとともに、年金友の会イベントや相談会、キャンペーンなどを継続実施した結果、貯金平均残高1,291億円、貸出金平均残高270億円、年金新規獲得374件、投資信託取扱実績額13億円（契約件数2,244件）となりました。

共済事業では、組合員・利用者のくらしと農業を守るため、きめ細やかな保障点検活動と利用者に寄り添ったふれあい活動を実施し、安心と満足の提供に努めました。また、地域の皆様との絆の強化を図るため、健康増進活動や交通安全啓蒙活動に取り組み、豊かで安心して暮らせる地域づくりに努めました。令和6年に発生した能登半島地震（令和6年度当組合支払実績：3,958件、24億9,072万円）などの自然災害などを踏まえ、まさかの出来事に備えた総合保障の拡充に努めた結果、長期共済449万pt、短期共済448万ptの獲得実績となりました。

購買事業では、農業者の所得増大に向けた取り組みを継続して行いました。生産資材部門では、予約・仕入れ・配送のさらなるコスト低減を行い、低価格供給に取り組みしました。農機・自動車部門では、低価格な推奨型式農業機械・営農用車両の提案とともに、メンテナンスの拡充に取り組みしました。燃料部門では、低価格営農用燃料の提供や軽油免税制度の活用、JAカード決済による低価格販売の拡大に取り組みしました。食配部門では、約40tのふるさと納税への供給量と業務用米の取扱量拡大により、購買事業全体で29億7,703万円の取扱高となりました。



（2）業務の適性を確保するための体制

当JAでは、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システムを策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底等、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者に安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めるものとする。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
 - (4) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
 - (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
 - (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
 - (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。
6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
 - (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。
 - (3) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
 - (4) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。
7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理態勢と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。また、債券については発行体及び参照先の信用情報や時価の状況を定期的に把握し、ＡＬＭ委員会に報告しています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用状況については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題の一つとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

〔個人情報保護方針〕

当ＪＡでは組合員情報の保護管理を徹底するために、職員に対する周知及び保護管理状況の点検等を行い、組合員が安心してご利用いただけるように、組合員情報の保護管理に万全を期すよう取り組んでいます。

〔情報セキュリティ基本方針〕

当ＪＡでは情報資産保護の基本方針としてセキュリティポリシーを制定し、安全対策に万全を期しています。

〔金融商品の勧誘方針〕

当ＪＡは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断片的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。

4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口（月～金 ９時～１７時）

- ・信用事業に関する受付窓口：金融共済部 金融課（電話：（０７６１） ７３－５３０６）
- ・共済事業に関する受付窓口：金融共済部 共済課（電話：（０７６１） ７３－５３０８）
- ・その他の事業に関する受付窓口：総務部 総務人事課（電話：（０７６１） ７３－１３１３）

② 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

金沢弁護士会紛争解決センター（電話：０７６－２２１－０２４２）

（信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口またはＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）にお申し出下さい。なお、金沢弁護士会紛争解決センターに直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。）

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：０３－５３６８－５７５７）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ＡＤＲ

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

（各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。）

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化体制

平成２１年１２月金融円滑化法施行以来、合計９６件 １,２８０百万円（令和７年３月３１日まで）の貸付条件変更申込があり、当該取引先のキャッシュフロー検証や対象中小企業等の業況・特性をも踏まえた審査の結果、全件について対応処理いたしました。

なお、貸付条件変更先については、定期的な訪問等により債務者の経営状況の把握に努め、適切な経営指導・経営改善支援等に努めております。

6. 事業のご案内

(信用事業)

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、ＪＡバンクとして大きな力を発揮しています。

1. 貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまにもお気軽にご利用いただけるよう貯金の種類として当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金などの各種貯金を目的・期間にあわせてご利用いただいています。

2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域の皆さまの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫（旧農林公庫）等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

3. 為替決済業務

全国のＪＡをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っております。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関とＣＤオンライン提携しており全国の金融機関のＣＤ・ＡＴＭ利用が可能となっています。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしております。

4. 投資信託等の販売業務

資産形成、資産運用の販売相談業務を行っております。

(共済事業)

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

ＪＡ共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済 終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、定期医療共済、介護共済、年金共済、建物更生共済、生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済

短期共済 火災共済、自動車共済、傷害共済、定額定期生命共済、賠償責任共済、自賠責共済

(経済事業)

ＪＡは信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っております。

1. 農業に関わる事業

ＪＡは肥料や農薬等の生産資材の販売、米や野菜などの農産物の生産・販売、育苗センター・ライスセンター・カントリーエレベーター・選果場等の農業関連施設の利用事業、営農指導・相談を行っております。

2. 生活に関わる事業

ＪＡは日用品・プロパンガス・ガソリン・車など生活に関わる用品を販売しています。また、旅行の手配、生活福祉事業（高齢者福祉事業・健康管理活動・生きがいづくり活動）を行っております。

決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

資 産		
科 目 (資 産 の 部)	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
1. 信用事業資産	131,541,166	132,207,474
(1) 現金	283,483	303,117
(2) 預金	93,142,607	85,670,712
系統預金	93,137,962	84,464,260
系統外預金	4,644	1,206,451
譲渡性預金	—	—
(3) 買入金銭債権	—	—
(4) 商品有価証券	—	—
(5) 金銭の信託	—	—
(6) 有価証券	12,360,964	16,295,961
(7) 貸出金	25,782,765	29,931,840
(8) その他の信用事業資産	112,586	138,314
未収収益	80,985	113,308
その他の資産	31,600	25,006
(9) 債務保証見返	—	—
(10) 貸倒引当金	▲ 141,241	▲ 132,472
2. 共済事業資産	24,525	33,482
(1) 共済貸付金	—	—
(2) 共済未収利息	—	—
(3) その他の共済事業資産	24,525	33,482
(4) 貸倒引当金	—	—
3. 経済事業資産	1,196,120	1,277,662
(1) 受取手形	—	—
(2) 経済事業未収金	648,603	696,708
(3) 経済受託債権	334,320	419,055
(4) 棚卸資産	238,968	189,180
購買品	236,296	186,772
その他の棚卸資産	2,672	2,408
(5) その他の経済事業資産	36,590	30,081
(6) 貸倒引当金	▲ 62,363	▲ 57,363
4. 雑資産	335,661	298,810
5. 固定資産	3,894,498	4,104,396
(1) 有形固定資産	3,892,704	4,102,375
建物	4,754,687	5,166,636
機械装置	1,723,295	1,656,319
土地	1,596,030	1,513,995
リース資産	40,209	69,172
建設仮勘定	169,307	24,291
その他の有形固定資産	1,117,957	1,162,122
減価償却累計額	▲ 5,508,782	▲ 5,490,162
(2) 無形固定資産	1,794	2,020
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	1,794	2,020
6. 外部出資	4,502,660	4,502,660
(1) 外部出資	4,502,660	4,502,660
系統出資	4,310,722	4,310,722
系統外出資	119,938	119,938
子会社等出資	72,000	72,000
(2) 外部出資等損失引当金	—	—
7. 前払年金費用	—	—
8. 繰延税金資産	77,934	91,828
9. 再評価に係る繰延税金資産	—	—
10. 繰延資産	—	—
資 産 の 部 合 計	141,572,567	142,516,315

(単位：千円)

負 債 及 び 純 資 産		
科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
(負 債 の 部)		
1. 信用事業負債	128,553,799	129,909,795
(1) 貯金	127,176,497	129,024,728
(2) 譲渡性貯金	1,000,000	—
(3) 借入金	—	—
(4) その他の信用事業負債	377,301	885,066
未払費用	15,981	41,394
その他の負債	361,319	843,671
(5) 債務保証	—	—
2. 共済事業負債	625,987	674,036
(1) 共済借入金	—	—
(2) 共済資金	328,966	373,578
(3) 共済未払利息	—	—
(4) 未経過共済付加収入	293,423	294,179
(5) 共済未払費用	3,535	4,443
(6) その他の共済事業負債	62	1,835
3. 経済事業負債	831,359	880,186
(1) 支払手形	—	—
(2) 経済事業未払金	324,397	337,164
(3) 経済受託債務	485,203	511,632
(4) その他の経済事業負債	21,758	31,389
4. 設備借入金	—	—
5. 雑負債	280,140	242,803
(1) 未払法人税等	13,226	25,749
(2) リース債務	18,628	41,870
(3) 資産除去債務	2,640	2,640
(4) その他の負債	245,645	172,543
6. 諸引当金	259,731	254,101
(1) 賞与引当金	90,807	84,853
(2) 退職給付引当金	110,989	105,127
(3) 役員退職慰労引当金	41,369	47,762
(4) ポイント引当金	16,564	16,358
7. 繰延税金負債	—	—
8. 再評価に係る繰延税金負債	—	—
負 債 の 部 合 計	130,551,018	131,960,924
(純 資 産 の 部)		
1. 組合員資本	10,966,043	11,010,876
(1) 出資金	1,911,290	1,881,110
(2) 再評価積立金	—	—
(3) 資本準備金	—	—
(4) 利益剰余金	9,063,123	9,137,071
利益準備金	3,817,000	3,822,580
その他利益剰余金	5,246,123	5,314,491
任意積立金	4,711,301	4,081,721
リスク管理積立金	1,529,971	1,369,382
農業経営基盤積立金	271,390	296,971
施設整備積立金	642,000	221,000
福祉事業積立金	110,000	110,000
税効果積立金	92,173	91,828
取得施設維持管理積立金	1,253,266	1,180,039
特別積立金	812,500	812,500
当期末処分剰余金	534,822	1,232,769
(うち当期剰余金)	(180,401)	(167,702)
(5) 処分未済持分	▲ 8,370	▲ 7,305
2. 評価・換算差額等	55,505	▲ 455,485
(1) その他有価証券評価差額金	55,505	▲ 455,485
(2) 土地再評価差額金	—	—
純 資 産 の 部 合 計	11,021,549	10,555,390
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	141,572,567	142,516,315

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	1,905,681	1,911,080
事業収益	4,666,420	4,808,042
事業費用	2,760,738	2,896,962
(1) 信用事業収益	783,673	881,664
資金運用収益	718,057	780,951
(うち預金利息)	(366,291)	(372,492)
(うち有価証券利息)	(123,799)	(159,274)
(うち貸出金利息)	(170,693)	(193,136)
(うちその他受入利息)	(57,272)	(56,047)
役務取引等収益	41,525	48,245
その他事業直接収益	—	30,017
その他経常収益	24,090	22,449
(2) 信用事業費用	104,017	206,493
資金調達費用	12,369	48,705
(うち貯金利息)	(8,974)	(44,383)
(うち給付補填備金繰入)	(574)	(248)
(うち譲渡性貯金利息)	(39)	(6)
(うち借入金利息)	(11)	(一)
(うちその他支払利息)	(2,768)	(4,067)
役務取引等費用	7,987	8,643
その他事業直接費用	—	57,010
その他経常費用	83,661	92,133
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 9,320)	(▲ 8,769)
(うち貸出金償却)	—	—
信用事業総利益	679,656	675,171
(3) 共済事業収益	619,769	626,772
共済付加収入	556,178	551,356
共済貸付金利息	—	—
その他の収益	63,590	75,415
(4) 共済事業費用	33,500	35,163
共済借入金利息	—	—
共済推進費	13,331	14,298
共済保全費	—	—
その他の費用	20,168	20,865
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—
(うち貸出金償却)	—	—
共済事業総利益	586,268	591,608
(5) 購買事業収益	2,870,262	2,893,411
購買品供給高	2,726,818	2,769,701
購買手数料	13,710	16,366
修理サービス料	82,082	67,417
その他の収益	47,651	39,926
(6) 購買事業費用	2,440,908	2,475,019
購買品供給原価	2,327,845	2,365,507
購買供給費	—	—
修理サービス費	—	—
その他の費用	113,062	109,511
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 2,658)	(▲ 4,937)
(うち貸倒損失)	—	—
購買事業総利益	429,354	418,392
(7) 販売事業収益	184,133	196,909
販売品販売高	—	—
販売手数料	160,024	167,940
その他の収益	24,109	28,969
(8) 販売事業費用	26,696	31,237
販売品販売原価	—	—
販売費	—	—
その他の費用	26,696	31,237
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	—
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(▲ 0)
(うち貸倒損失)	—	—
販売事業総利益	157,436	165,672

(単位：千円)

科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
(9) 保管事業収益	41,162	43,988
(10) 保管事業費用	15,920	17,365
保管事業総利益	25,241	26,623
(11) 加工事業収益	1,763	1,933
(12) 加工事業費用	1,305	1,753
加工事業総利益	457	179
(13) 利用事業収益	185,022	189,041
(14) 利用事業費用	128,823	130,387
利用事業総利益	56,199	58,654
(15) 宅地等供給事業収益	—	—
(16) 宅地等供給事業費用	—	—
宅地等供給事業総利益	—	—
(17) その他事業収益	11,810	11,772
(18) その他事業費用	6,634	6,556
その他事業総利益	5,176	5,216
(19) 指導事業収入	4,545	4,295
(20) 指導事業支出	38,654	34,733
指導事業収支差額	▲ 34,109	▲ 30,438
2. 事業管理費	1,749,055	1,689,921
(1) 人件費	1,220,853	1,159,144
(2) 業務費	148,675	148,063
(3) 諸税負担金	48,995	48,201
(4) 施設費	317,625	321,937
(5) その他費用	12,905	12,573
事 業 利 益	156,626	221,158
3. 事業外収益	164,757	175,228
(1) 受取雑利息	27	48
(2) 受取出資配当金	102,839	103,721
(3) 賃貸料	33,890	34,035
(4) 償却債権取立益	600	1,310
(5) 雑収入	27,398	36,113
4. 事業外費用	53,585	36,749
(1) 支払雑利息	—	—
(2) 貸倒損失	—	—
(3) 寄付金	565	601
(4) 賃貸費用	21,631	22,671
(5) 雑損失	31,388	13,479
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—
(うち貸倒引当金戻入益)	(0)	(▲ 2)
経 常 利 益	267,797	359,638
5. 特別利益	9,250	17,948
(1) 固定資産処分益	—	64
(2) 臨時収入	—	13,778
(3) 一般補助金	9,250	4,105
(4) 特定資産特別勘定戻入	—	—
6. 特別損失	72,206	155,438
(1) 固定資産処分損	10,676	31,884
(2) 固定資産圧縮損	9,250	4,105
(3) 減損損失	52,279	119,448
(4) 臨時損失	—	—
(5) 特定資産特別勘定繰入	—	—
税引前当期利益	204,841	222,147
法人税、住民税及び事業税	31,424	47,116
法人税等調整額	▲ 6,984	7,329
法人税等合計	24,440	54,445
当期剰余金	180,401	167,702
当期首繰越剰余金	221,255	152,552
税効果積立金取崩額	—	7,329
リスク管理積立金取崩額	52,279	176,458
施設整備積立金取崩額	—	655,500
取得施設維持管理積立金取崩額	79,624	73,226
農業経営基盤積立金取崩額	1,260	—
当期末処分剰余金	534,822	1,232,769

3. 注記表（令和6年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券……………償却原価法（個別法による定額法）
 - ・子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券
 - イ、時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ、市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品（生産資材・燃料等）…総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（農機・自動車）……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（小売店舗品、部品等）…売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 6年～50年、機械装置 3年～15年
- ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下の通りです。
自組合利用のソフトウェア 5年
- ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次の通り計上しています。
 - 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
 - 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
 - 実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、企画管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。
- ② 賞与引当金
 - 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち

当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

J Aポイントサービスに基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。

よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,686,012千円であり、その内訳は次のとおりです。

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 建物 | 608,390千円 |
| ② 機械装置 | 961,268千円 |
| ③ 土地 | 28,433千円 |
| ④ その他の有形固定資産 | 87,920千円 |

(2) 担保に供している資産

定期預金900,000千円を為替決済保証金の担保に供しております。また、定期預金3,000千円を県公金収納事務取扱に係る担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	96,661千円
子会社等に対する金銭債務の総額	327,841千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	121,880千円
理事および監事に対する金銭債務の総額	なし

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)

(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は203,497千円、危険債権額は74,910千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はあります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は278,407千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

- | | |
|-------------------|----------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | 76,580千円 |
| うち事業取引高 | 17,927千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 58,653千円 |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 28,488千円 |
| うち事業取引高 | 28,236千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 251千円 |

(2) 減損会計に関する注記

① グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合は、支店については管理会計の単位としている支店を基本にグループिंगし、経済施設については施設単位でグループिंगしています。また、本店、農業関係施設等の共同利用施設については、JA全体の共用資産としています。

② 減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
山代給油所	事業用店舗	土地
大聖寺給油所	事業用店舗	土地
片山津給油所	事業用店舗	土地・建物
旧Aコープ山中店	賃貸	土地
旧篠原出張所	賃貸	土地・建物
旧山中出張所	賃貸	土地
旧西支店	賃貸	土地・建物
旧動橋支店	賃貸	土地・建物

③ 減損損失の認識に至った経緯

山代給油所・大聖寺給油所・片山津給油所は、営業収支が赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能限度額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧西支店は、令和6年10月の新店舗オープンに伴う用途変更により、時価相当額が帳簿価額まで達していないため帳簿価額を回収可能限度額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

旧Aコープ山中店・旧篠原出張所・旧山中出張所・旧動橋支店は、時価相当額が帳簿価額まで達していないため帳簿価額を回収可能限度額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

山代給油所	42,912千円（土地：42,912千円）
大聖寺給油所	875千円（土地：875千円）
片山津給油所	41,983千円 （土地：27,652千円、建物：9,629千円）
旧Aコープ山中店	6,120千円（土地：6,120千円）
旧篠原出張所	1,399千円 （土地：1,151千円、建物：248千円）
旧山中出張所	1,004千円（土地：1,004千円）
旧西支店	23,589千円 （土地：1,165千円、建物：22,389千円）
旧動橋支店	1,564千円 （土地：1,141千円、建物：296千円）

⑤ 回収可能価額の算定方法

上記資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価に基づき算定しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員の皆様や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。

これらは発行体及びクレジットリンク債については参照先を含む信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

また、債券については発行体及び参照先の信用情報や時価の状況を定期的に把握し、ＡＬＭ委員会に報告しています。

ロ、市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融課は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融課が行った取引については企画管理課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が134,790千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
預 金	85,670,712	85,510,417	▲ 160,294
有 価 証 券	16,295,961	16,049,550	▲ 246,411
満期保有目的の債券	8,498,501	8,252,090	▲ 246,411
そ の 他 有 価 証 券	7,797,460	7,797,460	－
貸 出 金 (貸倒引当金控除後)	29,799,367	29,186,333	▲ 613,034
貸 出 金	29,931,840		
貸 倒 引 当 金	▲ 132,472		
資 産 計	131,766,042	130,746,301	▲ 1,019,741
貯 金	129,024,728	128,462,017	▲ 562,710
負 債 計	129,024,728	128,462,017	▲ 562,710

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ、預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下ＯＩＳという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価、又は期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

ロ、有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から揭示された価格によっています。

ハ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ、貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	4,502,660

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	84,470,712	－	1,000,000	－	－	200,000
有価証券	400,000	300,000	1,700,000	1,500,000	2,200,000	10,800,000
満期保有目的の債券	400,000	200,000	1,700,000	1,500,000	2,200,000	2,500,000
その他有価証券のうち満期があるもの	－	100,000	－	－	－	8,300,000
貸 出 金	2,304,744	2,123,904	2,232,289	1,570,047	1,495,623	20,041,194
合 計	87,175,456	2,423,904	4,932,289	3,070,047	3,695,623	31,041,194

(注１) 貸出金のうち、当座貸越358,834千円については「１年以内」に含めています。

(注２) 貸出金のうち三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等164,035千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	111,631,343	5,781,998	9,737,013	508,819	545,508	820,046
合 計	111,631,343	5,781,998	9,737,013	508,819	545,508	820,046

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超えない ものの			
国 債	—	—	—
地 方 債	1,099,977	1,062,510	▲ 37,467
政府保証債	—	0	0
社 債	7,398,524	7,189,580	▲ 208,944
合 計	8,498,501	8,252,090	▲ 246,411

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超える ものの			
国 債	510,220	499,175	11,044
地 方 債	1,633,020	1,599,767	33,252
政府保証債	303,210	299,105	4,104
社 債	305,740	300,000	5,740
小 計	2,752,190	2,698,049	54,140
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えない ものの			
国 債	2,493,740	2,856,749	▲ 363,009
地 方 債	1,387,060	1,399,962	▲ 12,902
政府保証債	187,570	198,183	▲ 10,613
社 債	976,900	1,100,000	▲ 123,100
小 計	5,045,270	5,554,896	▲ 509,626
合 計	7,797,460	8,252,945	▲ 455,485

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりです。

(単位：千円)

	売 却 額	売 却 益	売 却 損
国 債	528,687	30,017	—
受 益 証 券	242,990	—	57,010
合 計	771,677	30,017	57,010

(3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	110,989
退 職 給 付 費 用	60,315
退 職 給 付 の 支 払 額	▲ 19,292
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 46,885
期末における退職給付引当金	105,127

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退 職 給 付 債 務	1,011,737
特 定 退 職 金 共 済 制 度	▲ 906,610
未 積 立 退 職 給 付 債 務	105,127
退 職 給 付 引 当 金	105,127

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

簡便法で計算した退職給付費用	60,315
----------------	--------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金14,136千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は99,970千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

区 分	当 期
貸 倒 引 当 金	54,245
退 職 給 付 引 当 金	29,785
賞 与 引 当 金	23,470
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	13,373
減 損 損 失	187,725
そ の 他 有 価 証 券 差 額 金	129,266
そ の 他	30,654
繰 延 税 金 資 産 小 計	468,521
評 価 性 引 当 額	▲ 370,872
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	97,649
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	▲ 5,820
繰 延 税 金 資 産 の 純 額 (A) + (B)	91,828

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

区 分	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 8.3
事業分量配当金の損金算入額	▲ 7.0
評 価 性 引 当 額 の 増 減	14.7
収 用 等 の 特 別 控 除	▲ 1.7
住 民 税 均 等 割	1.0
税 額 控 除	▲ 1.9
税 率 変 更 に 伴 う 繰 延 税 金 資 産 の 修 正	▲ 0.4
そ の 他	▲ 0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.5

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

8. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、山中プラザに関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該山中プラザは当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,310,943千円であります。

3. 注記表（令和5年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券……………償却原価法（個別法による定額法）
 - ・子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
 - ・その他有価証券
 - イ、時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ、市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品（生産資材・燃料等）…総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（農機・自動車）……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（小売店舗品、部品等）…売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6年～50年、機械装置 3年～15年
- ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

自組合利用のソフトウェア 5年
- ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次の通り計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、企画管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。
- ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち

当事業年度負担分を計上しています。

- ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ ポイント引当金

ＪＡポイントサービスに基づき組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
- (4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

 - ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
 - ④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- (6) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。
- (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。

よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
 - ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,696,986千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	619,610千円
② 機械装置	960,872千円
③ 土地	28,433千円
④ その他の有形固定資産	88,069千円

(2) 担保に供している資産

定期預金900,000千円を為替決済保証金の担保に供しております。また、定期預金3,000千円を県公金収納事務取扱に係る担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	105,999千円
子会社等に対する金銭債務の総額	370,558千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	120,280千円
理事および監事に対する金銭債務の総額	なし

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)

(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は472千円、危険債権額は304,866千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は305,338千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	73,143千円
うち事業取引高	15,809千円
うち事業取引以外の取引高	57,334千円
② 子会社等との取引による費用総額	25,670千円
うち事業取引高	25,298千円
うち事業取引以外の取引高	371千円

(2) 減損会計に関する注記

① グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合は、支店については管理会計の単位としている支店を基本にグループिंगし、経済施設については施設単位でグループिंगしています。また、本店、農業関係施設等の共同利用施設については、JA全体の共用資産としています。

② 減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
大 聖 寺 給 油 所	事業用店舗	土地・建物
山 中 出 張 所	賃 貸	土地・建物

③ 減損損失の認識に至った経緯

大聖寺給油所は、営業収支が赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能限度額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

山中出張所は、用途の変更を行い、時価相当額が帳簿価額まで達していないため帳簿価額を回収可能限度額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

大聖寺給油所	12,582千円
(土地： 9,671千円、建物： 1,944千円)	
山中出張所	39,697千円
(土地：13,210千円、建物：23,169千円)	

⑤ 回収可能価額の算定方法

上記資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価に基づき算定しております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員の皆様や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。

これらは発行体及びクレジットリンク債については参照先を含む信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

また、債券については発行体及び参照先の信用情報や時価の状況を定期的に把握し、ALM委員会に報告しています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融課は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融課が

行った取引については企画管理課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が107,562千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
預 金	93,142,607	93,107,912	▲34,694
有 価 証 券	12,360,964	12,323,830	▲37,134
満期保有目的の債券	4,599,974	4,562,840	▲37,134
その他有価証券	7,760,990	7,760,990	—
貸 出 金 (貸倒引当金控除後)	25,641,524	25,598,711	▲42,813
貸 出 金	25,782,765		
貸 倒 引 当 金	141,241		
資 産 計	131,145,095	131,030,453	▲114,642
貯 金	127,176,497	126,983,975	▲192,522
負 債 計	127,176,497	126,983,975	▲192,522

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ、預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ、有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリ

スクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から揭示された価格によっています。

ハ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ、貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	4,502,660

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	93,142,607	—	—	—	—	—
有価証券	—	400,000	385,730	885,810	1,200,000	9,385,420
満期保有目的の債券	—	400,000	200,000	800,000	1,200,000	2,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	185,730	85,810	—	7,385,420
貸 出 金	2,630,680	1,515,296	1,886,727	1,958,905	1,265,293	16,344,576
合 計	95,773,288	1,915,296	2,272,457	2,844,715	2,465,293	25,729,996

(注1) 貸出金のうち、当座貸越407,206千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等181,284千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	107,987,665	10,111,184	7,103,797	415,131	590,145	968,573
合 計	107,987,665	10,111,184	7,103,797	415,131	590,145	968,573

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超えるも の	国 債	—	—	—
	地 方 債	299,974	302,040	2,065
	政府保証債	—	—	—
	社 債	1,200,000	1,208,130	8,130
	小 計	1,499,974	1,510,170	10,195
時価が貸借 対照表計上 額を超えないも の	国 債	—	—	—
	地 方 債	100,000	98,660	▲1,340
	政府保証債	—	—	—
	社 債	3,000,000	2,954,010	▲45,990
	小 計	3,100,000	3,052,670	▲47,330
合 計		4,599,974	4,562,840	▲37,134

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えるもの	国 債	1,082,540	997,937	84,602
	地 方 債	3,218,220	2,999,697	218,522
	政府保証債	320,870	298,995	21,874
	社 債	634,130	600,000	34,130
	受 益 証 券	—	—	—
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えないもの	小 計	5,255,760	4,896,630	359,129
	国 債	1,529,090	1,687,630	▲158,540
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	社 債	719,180	800,000	▲80,820
合 計	受 益 証 券	256,960	300,000	▲43,040
	小 計	2,505,230	2,787,630	▲282,400
合 計		7,760,990	7,684,260	76,729

(2) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	118,209
退 職 給 付 費 用	13,558
退 職 給 付 の 支 払 額	▲20,777
期末における退職給付引当金	110,989

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退 職 給 付 債 務	1,015,692
特 定 退 職 金 共 済 制 度	▲904,703
未 積 立 退 職 給 付 債 務	110,989
退 職 給 付 引 当 金	110,989

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

勤 務 費 用	13,558
退 職 給 付 費 用 計	13,558

(注) 特定共済退職制度への拠出金50,367千円は福利厚生費で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金14,551千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は117,042千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

区 分	当 期
貸 倒 引 当 金	56,333
退 職 給 付 引 当 金	30,699
賞 与 引 当 金	25,117
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11,442
減 損 損 失	151,422
そ の 他	33,544
繰 延 税 金 資 産 小 計	308,560
評 価 性 引 当 額	▲203,729
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	104,830
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	▲21,223
そ の 他	▲5,673
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	▲26,896
繰 延 税 金 資 産 の 純 額 (A) + (B)	77,934

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

区 分	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲9.0
事 業 分 量 配 当 金 の 損 金 算 入 額	▲9.5
評 価 性 引 当 額 の 増 減	1.9
住 民 税 均 等 割	1.1
税 額 控 除	▲1.3
そ の 他	▲0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.9

8. その他の注記

(1) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,330,655千円であります。

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	534,822	1,232,769
2. 任意積立金取崩額	—	—
3. 剰余金処分額	382,269	1,029,700
(1) 利益準備金	5,580	—
(2) 任意積立金	282,935	949,877
農業経営基盤積立金	25,580	115,498
施設整備積立金	234,500	45,000
リスク管理積立金	15,870	176,617
税効果積立金	6,984	—
取得施設維持管理積立金	—	612,761
(3) 出資配当金 (年率)	23,631 (1.25)	23,302 (1.25)
(4) 事業分量配当金	70,122	56,520
4. 次期繰越剰余金	152,552	203,069

- (注) 1. 事業分量配当金の基準は、以下のとおりです。
主食用米出荷数 400円/60kg (税別)
2. 次期繰越剰余金には、教育・生活・文化改善の事業に充てるための繰越額90,000千円が含まれています。
3. 任意積立金における目的積立金の積立目的及び積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	積 立 目 的	積立目標額または積立基準	取 崩 基 準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の災害に伴う修繕費用、資本的支出、農林年金制度変更等に備える。	積立対象資産期末帳簿価額の10/1000に達する額	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
農業経営基盤積立金	営農指導事業に関するもので特別措置および臨時措置に要する費用もしくは支出に備え、計画的な財源確保を図る。	販売品取扱高の10/100相当額	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
施設整備積立金	施設の取得、修繕、処分に備える。	1. 取得予定施設の取得価額相当額 2. 修繕に要する費用が多額な固定資産について、取得価額の10%以内 3. 施設整備及び遊休資産等の処分に伴う、取壊費用、処分損相当額	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
税効果積立金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場合。

5. 部門別損益計算書

令和6年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	4,849,790	881,664	626,772	1,767,627	1,569,430	4,295	
事業費用②	2,938,710	206,493	35,163	1,300,201	1,371,852	24,999	
事業総利益③ (①－②)	1,911,080	675,171	591,609	467,425	197,578	▲20,704	
事業管理費④	1,689,921	597,378	354,291	412,043	254,327	71,881	
(うち減価償却費⑤－1)	177,411	25,769	14,296	83,022	36,760	17,563	
(うち人件費⑤－2)	1,159,144	416,087	280,844	259,690	164,021	38,500	
※うち共通管理費⑥		176,182	126,488	131,349	64,822	4,970	▲503,814
(うち減価償却費⑦－1)		21,092	11,944	20,768	3,285	2,108	▲59,199
(うち人件費⑦－2)		79,631	58,886	60,370	34,721	1,354	▲234,964
事業利益⑧ (③－④)	221,158	77,792	237,318	55,382	▲56,748	▲92,585	
事業外収益⑨	175,228	58,548	43,926	43,801	28,948	3	
※うち共通分⑩		57,239	43,926	38,959	26,948	3	▲167,076
事業外費用⑪	36,749	12,799	9,571	8,396	5,668	312	
※うち共通分⑫		12,404	9,571	8,053	5,569	0	▲35,598
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	359,638	123,542	271,673	90,787	▲33,468	▲92,894	
特別利益⑭	17,948	6,143	4,713	4,190	2,900	－	
※うち共通分⑮		6,143	4,713	4,190	2,900	－	▲17,948
特別損失⑯	155,438	35,727	19,318	2,708	93,065	4,617	
※うち共通分⑰		29,629	15,925	922	486	2	▲46,966
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	222,147	93,958	257,066	92,269	▲123,633	▲97,512	
営農指導事業分配賦額⑲				97,512			
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	222,147	93,958	257,066	▲5,243	▲123,633		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益割60%、要員割40%により各場所部門別に配賦

(2) 営農指導事業

農業関連事業に100%配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	38.58	25.75	24.21	10.22	1.24	100
営農指導事業			100.00			100

令和5年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	4,702,143	783,673	619,769	1,791,473	1,502,682	4,545	
事業費用②	2,796,462	104,017	33,500	1,276,060	1,352,876	30,006	
事業総利益③ (①－②)	1,905,681	679,656	586,269	515,413	149,806	▲25,461	
事業管理費④	1,749,055	570,819	407,273	441,362	267,426	62,172	
(うち減価償却費⑤－1)	164,843	20,880	14,507	80,456	32,607	16,391	
(うち人件費⑤－2)	1,220,853	429,319	315,776	270,070	170,649	35,038	
※うち共通管理費⑥		184,731	169,631	163,076	84,917	5,164	▲607,522
(うち減価償却費⑦－1)		14,666	11,579	19,035	4,511	3,150	▲52,943
(うち人件費⑦－2)		88,294	83,937	74,422	45,289	713	▲292,657
事業利益⑧ (③－④)	156,626	108,837	178,996	74,051	▲117,620	▲87,633	
事業外収益⑨	164,757	57,472	49,164	31,951	26,119	49	
※うち共通分⑩		52,252	49,164	31,918	22,327	27	▲155,690
事業外費用⑪	53,585	15,562	11,977	17,796	7,082	1,166	
※うち共通分⑫		15,551	11,977	17,240	7,077	17	▲51,864
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	267,797	150,745	216,183	88,206	▲98,583	▲88,750	
特別利益⑭	9,250	－	－	－	－	9,250	
※うち共通分⑮		－	－	－	－	－	－
特別損失⑯	72,206	19,936	15,984	20,863	11,771	3,650	
※うち共通分⑰		19,936	15,984	18,013	9,271	－	▲63,206
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	204,841	130,809	200,196	67,341	▲110,355	▲83,150	
営農指導事業分配賦額⑲				83,150			
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	204,841	130,809	200,196	▲15,809	▲110,355		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益割60%、要員割40%により各場所部門別に配賦

(2) 営農指導事業

農業関連事業に100%配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	30.41	27.92	26.84	13.98	0.85	100
営農指導事業			100.00			100

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 私は、当ＪＡの令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和７年７月２９日
加賀農業協同組合
代表理事組合長 道田 肇

7. 会計監査人の監査

令和６年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第３７条の２第３項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の５事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、％)

種 類	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
経 常 収 益	4,873,586	4,743,059	4,914,721	4,702,143	4,849,790
信用事業収益	868,947	847,054	825,890	783,673	881,664
共済事業収益	666,531	655,791	649,164	619,769	626,772
農業関連事業収益	1,747,095	1,703,252	1,829,798	1,791,473	1,767,627
その他事業収益	1,591,013	1,536,959	1,609,867	1,507,227	1,573,725
経 常 利 益	330,727	283,903	305,485	267,797	359,638
当 期 剰 余 金	240,513	248,617	255,721	180,401	167,702
出 資 金	1,975,640	1,960,845	1,942,440	1,911,290	1,881,110
出 資 口 数	395,128	392,169	388,488	382,258	376,222
純 資 産 額	11,235,727	11,234,884	11,115,836	11,021,549	10,555,390
総 資 産 額	135,369,811	138,775,214	140,155,649	141,572,567	142,516,315
貯 金 残 高	121,142,786	125,466,563	126,874,824	128,176,497	129,024,728
貸 出 金 残 高	22,076,157	21,660,661	23,740,166	25,782,765	29,931,840
有 価 証 券 残 高	6,571,250	7,099,620	10,361,061	12,360,964	16,295,961
剰余金配当金額	99,590	117,117	99,799	93,753	79,822
出 資 配 当 金	24,388	24,253	24,018	23,631	23,302
事業分量配当金	75,201	92,864	75,781	70,122	56,520
職 員 数	200	194	185	180	171
単体自己資本比率	23.73	23.85	24.35	24.10	24.42

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 貯金残高には、譲渡性貯金を含みます。
4. 信託業務の取り扱いはありません。
5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第２号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
資 金 運 用 収 益	718,057	780,951	62,894
役 務 取 引 等 収 益	41,525	48,245	6,720
その他信用事業収益	24,090	52,466	28,376
合 計	783,673	881,664	97,991
資 金 調 達 費 用	12,369	48,705	36,336
役 務 取 引 等 費 用	7,987	8,643	656
その他信用事業費用	83,661	149,143	65,482
合 計	104,017	206,493	102,476
信 用 事 業 粗 利 益	739,226	744,855	5,629
信用事業粗利益率	0.56	0.56	0.00
事 業 粗 利 益	2,092,669	1,980,763	▲ 111,906
事業粗利益率	1.49	1.38	▲ 0.11
事 業 純 益	342,204	290,842	▲ 51,362
実 質 事 業 純 益	343,614	290,842	▲ 52,772
コ ア 事 業 純 益	343,614	290,842	▲ 52,772
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	343,614	290,842	▲ 52,772

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和 5 年度			令和 6 年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資 金 運 用 勘 定	130,922,879	718,057	0.55	131,956,806	780,951	0.59
預 金	94,796,914	423,563	0.45	89,783,820	428,539	0.48
有 価 証 券	11,215,889	123,799	1.10	15,101,143	159,274	1.05
貸 出 金	24,910,074	170,693	0.69	27,071,842	193,136	0.71
資 金 調 達 勘 定	128,162,548	9,559	0.01	129,104,306	44,631	0.03
貯金・定期積金	127,164,694	9,548	0.01	128,939,923	44,631	0.03
譲 渡 性 貯 金	997,267	39	0.00	164,383	6	0.00
借 入 金	586	11	1.88	—	—	—
総 資 金 利 ざ や			0.10			0.09

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度増減額	令和 6 年度増減額
受 取 利 息	▲ 36,283	62,892
預 金 利 息	▲ 23,819	6,201
有 価 証 券 利 息	19,062	35,474
貸 出 金 利 息	11,039	22,442
その他受入利息	▲ 42,566	▲ 1,225
支 払 利 息	▲ 4,096	▲ 334,347
貯 金 利 息	▲ 4,530	35,409
給付補てん備金繰入	▲ 231	▲ 325,908
譲 渡 性 貯 金 利 息	4	▲ 33,423
借 入 金 利 息	▲ 17	▲ 11,723
その他支払利息	677	1,298
差 引	▲ 32,187	397,239

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯 金

① 種類別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
要 求 払 貯 金	34,022	36,058	2,037
当 座 貯 金	162	119	▲ 44
普 通 貯 金	33,575	35,648	2,073
貯 蓄 貯 金	267	270	3
通 知 貯 金	—	—	—
別 段 貯 金	18	22	4
そ の 他 の 貯 金	0	0	0
定 期 性 貯 金	93,143	92,881	▲ 262
定 期 貯 金	89,661	90,175	514
財 形 貯 蓄	36	34	▲ 2
積 立 定 期 貯 金	59	54	▲ 5
定 期 積 金	3,387	2,619	▲ 768
そ の 他 の 貯 金	—	—	—
計	127,165	128,940	1,775
譲 渡 性 貯 金	997	164	▲ 833
合 計	128,162	129,104	942

② 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
定 期 貯 金	89,823	91,301	1,477
うち固定金利定期	89,810	91,289	1,478
うち変動金利定期	12	12	0

(2) 貸 出 金

① 種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
手 形 貸 付 金	—	—	—
証 書 貸 付 金	24,500	26,706	2,206
当 座 貸 越	412	368	▲ 44
金 融 機 関 貸 付	—	—	—
合 計	24,913	27,074	2,161
割 引 手 形	—	—	—

② 貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	24,308	28,630	4,322
変 動 金 利 貸 出	977	856	▲ 120
そ の 他 貸 出	497	444	▲ 52
合 計	25,782	29,931	4,149

③ 貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
担保	貯 金	1,446	1,326	▲ 120
	有 価 証 券	—	—	—
	動 産	—	—	—
	不 動 産	2,037	1,849	▲ 188
	そ の 他 担 保	172	346	174
	計	3,656	3,523	▲ 133
保証	農業信用基金協会保証	13,403	14,595	1,192
	そ の 他 保 証	1,543	2,048	505
	計	14,947	16,644	1,697
信 用		7,179	9,764	2,585
合 計		25,782	29,931	4,149

④ 債務保証見返額担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
貯 金 等		—	—	—
有 価 証 券		—	—	—
動 産		—	—	—
不 動 産		—	—	—
そ の 他 担 保		—	—	—
計		—	—	—
信 用		—	—	—
合 計		—	—	—

⑤ 貸出金使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
設 備 資 金		16,948	18,037	1,089
運 転 資 金		8,832	11,891	2,841
合 計		25,782	29,931	3,930

(注) 運転資金には、「農業運転」、「事業運転」、「生活関連（自動車ローンを除く）」が該当します。

⑥ 貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類		令和 5 年度	構 成 比	令和 6 年度	構 成 比	増 減
法人	農 業 ・ 林 業	161	1	120	0	▲ 41
	水 産 業	—	—	—	—	—
	製 造 業	54	0	51	0	▲ 3
	鉱 業	—	—	—	—	—
	建 設 業	—	—	—	—	—
	不 動 産 業	3	0	2	0	▲ 1
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食業	44	0	42	0	▲ 2
	サ ー ビ ス 業	126	0	122	0	▲ 4
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—
	地 方 公 共 団 体	7,155	28	9,953	33	2,798
	そ の 他	6	0	—	—	—
個 人		18,228	71	19,634	65	1,406
合 計		25,782	100	29,928	100	4,146

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
農 業	843	809	▲ 34
穀 作	516	505	▲ 11
野 菜 ・ 園 芸	38	41	3
果 樹 ・ 樹 園 農 業	39	37	▲ 2
工 芸 作 物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	4	3	▲ 1
養 鶏 ・ 養 卵	0	0	0
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	244	217	▲ 27
農 業 関 連 団 体 等	4	3	▲ 1
合 計	847	809	▲ 38

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸 出 金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	436	485	49
農 業 制 度 資 金	294	323	29
うち農業近代化資金	292	321	29
うちその他制度資金	2	2	▲ 0
合 計	731	809	78

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	226	76	10	139	226
	令和6年度	203	66	4	132	203
危 険 債 権	令和5年度	78	13	65	—	78
	令和6年度	74	14	60	—	74
要 管 理 債 権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
小 計	令和5年度	305	89	76	139	305
	令和6年度	278	80	65	132	278
正 常 債 権	令和5年度	25,498				
	令和6年度	29,671				
合 計	令和5年度	23,753				
	令和6年度	29,950				

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

- 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくものと金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当ＪＡは金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権の用語説明

破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
危険債権
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
要管理債権
「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額
三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの
貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの
正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権

- 自己査定と農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権との関係

自己査定債務者区分 (総与信ベース)		農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権 (信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金)	
破綻先	実質破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権（ア）	203
		■（注１）	
破綻懸念先		危険債権（イ）	74
		■（注１）	
要注意先	要管理先	要管理債権（ウ）	三月以上延滞債権 ー 貸出条件緩和債権 ー
	その他の要注意先	■（注２）	
正常先		正常債権（エ）	29,671
		■（注１）	
		合計（ア）＋（イ）＋（ウ）＋（エ）	29,950
		開示債権合計額（ア）＋（イ）＋（ウ）	278
		(正常債権29,671百万円を除く)	

（注１）経済未収金等信用事業以外の債権による差額

（注２）三月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額

⑩ 貸倒引当金内訳

(単位：千円)

種 目	令 和 5 年 度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	1,505	1,365		1,505	1,365
個別貸倒引当金	149,056	139,876	—	149,056	139,876
合 計	150,561	141,241	—	150,561	141,241

種 目	令 和 6 年 度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	1,365	157		1,365	157
個別貸倒引当金	139,876	132,314	—	139,876	132,314
合 計	141,241	132,471	—	141,241	132,471

⑪ 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令 和 5 年 度				令 和 6 年 度			
	仕 向 け		被仕向け		仕 向 け		被仕向け	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込為替	29,328	16,594,505	157,608	33,136,978	29,855	21,515,324	163,090	35,473,441
代金取立為替	1	1,017	—	—	6	16,481	—	—
雑 為 替	2,004	1,196,145	1,900	1,653,300	2,000	1,292,894	1,837	1,677,050
合 計	31,333	17,791,668	159,508	34,790,279	31,861	22,824,700	164,927	37,150,491

(4) 有価証券

① 保有有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	2,684,045	2,841,781	157,736
地 方 債	3,399,489	3,953,700	554,211
政 府 保 証 債	298,812	359,228	60,416
金 融 債	—	—	—
社 債	4,533,586	7,755,748	3,222,162
株 式	—	—	—
受 益 証 券	299,955	190,684	▲ 109,271
貸 付 有 価 証 券	—	—	—
合 計	11,215,889	15,101,143	3,885,254
商 品 国 債	—	—	—

② 保有有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度							
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	－	－	－	－	870,180	1,741,450	－	2,611,630
地 方 債	－	－	－	－	2,135,224	1,482,970	－	3,618,194
政府保証債	－	－	－	－	320,870	－	－	320,870
金 融 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	－	403,130	2,300,000	800,000	1,379,600	670,580	－	5,553,310
株 式	－	－	－	－	－	－	－	－
受 益 証 券	－	85,730	85,810	85,420	－	－	－	256,960
貸付有価証券	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	－	488,860	2,385,810	885,420	4,705,874	3,895,000	－	12,360,964

種 類	令 和 6 年 度							
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	－	－	－	－	508,600	2,495,360	－	3,003,960
地 方 債	－	－	600,000	－	3,520,057	－	－	4,120,057
政府保証債	－	－	－	－	303,210	187,570	－	490,780
金 融 債	－	－	－	－	－	－	－	0
社 債	400,000	1,999,755	3,099,719	1,647,560	1,204,730	329,400	－	8,681,164
株 式	－	－	－	－	－	－	－	0
受 益 証 券	－	－	－	－	－	－	－	0
貸付有価証券	－	－	－	－	－	－	－	0
合 計	400,000	1,999,755	3,699,719	1,647,560	5,536,597	3,012,330	－	16,295,961

③ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
		貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)	貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
時価が貸 借対照表 計上額を 超えるも の	国 債	－	－	－	－	－	－
	地 方 債	299,974	302,040	2,065	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金 融 債	－	－	－	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－	－	－	－
	社 債	1,200,000	1,208,130	8,130	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小 計	1,499,974	1,510,170	10,195	－	－	－
時価が貸 借対照表 計上額を 超えない もの	国 債	－	－	－	－	－	－
	地 方 債	100,000	98,660	▲ 1,340	1,099,977	1,062,510	▲ 37,467
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金 融 債	－	－	－	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－	－	－	－
	社 債	3,000,000	2,954,010	▲ 45,990	7,398,524	7,189,580	▲ 208,944
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小 計	3,100,000	3,052,670	▲ 47,330	8,498,501	8,252,090	▲ 246,411
合 計		4,599,974	4,562,840	▲ 37,134	8,498,501	8,252,090	▲ 246,411

〔その他有価証券〕

(単位：千円)

	種 類	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又 は償却原価 (B)	差 額 (A)－(B)	貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又 は償却原価 (B)	差 額 (A)－(B)
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えるも の	株 式	－	－	－	－	－	－
	債 券	4,934,890	4,597,635	337,255	2,448,980	2,398,942	50,038
	国 債	1,082,540	997,938	84,602	510,220	499,175	11,045
	地 方 債	3,218,220	2,999,697	218,523	1,633,020	1,599,767	33,253
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社 債	634,130	600,000	34,130	305,740	300,000	5,740
	その他の証券	320,870	298,995	21,875	303,210	299,105	4,105
	小 計	5,255,760	4,896,630	359,130	2,752,190	2,698,049	54,141
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えない もの	株 式	－	－	－	－	－	－
	債 券	2,248,270	2,487,630	▲ 239,360	4,857,700	5,356,711	▲ 499,011
	国 債	1,529,090	1,687,630	▲ 158,540	2,493,740	2,856,749	▲ 363,009
	地 方 債	－	－	－	1,387,060	1,399,962	▲ 12,902
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社 債	719,180	800,000	▲ 80,820	976,900	1,100,000	▲ 123,100
	その他の証券	256,960	300,000	▲ 43,040	187,570	198,183	▲ 10,613
	小 計	2,505,230	2,787,630	▲ 282,400	5,045,270	5,554,896	▲ 509,626
合 計		7,760,990	7,684,261	76,729	7,797,460	8,252,945	▲ 455,485

④ 金銭の信託の時価情報

〔運用目的の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

〔満期保有目的の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

〔その他の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

⑤ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(5) 預かり資産の状況

① 投資信託残高

(単位：百万円)

	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
投 資 信 託 残 高	912	1,325

② 残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
残高有り投資信託口座数	570	778

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 系	終 身 共 済	10,440	78,854,645	10,514	74,437,005
	定期生命共済	643	5,811,800	705	6,411,190
	養老生命共済	3,604	14,612,515	3,374	12,949,675
	こども共済	2,867	9,291,161	2,779	8,677,215
	医 療 共 済	8,452	2,327,900	8,410	2,054,960
	が ん 共 済	2,133	320,500	2,147	315,000
	定期医療共済	263	255,900	244	239,100
	介 護 共 済	901	1,745,888	1,091	2,385,504
	認知症共済	487		569	
	生活障害共済	1,008		1,073	
	特定重度疾病共済	1,069		1,130	
	年 金 共 済	5,514	5,000	5,525	5,000
	建物更生共済	11,696	147,600,590	11,748	149,098,354
合 計		46,210	251,534,739	46,530	247,895,789

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額）を記載しています。

(2) 医療共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済		—	30,078	—	25,503
		8,452	858,721	8,410	968,303
が ん 共 済		2,133	12,867	2,147	12,909
定期医療共済		263	1,206	244	1,118
合 計		—	44,151	—	39,530
		10,848	858,721	10,801	968,303

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

なお、医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段は治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済		901	2,848,671	1,091	3,707,947
認知症共済		487	788,000	569	906,300
生活障害共済(一時金型)		959	5,189,500	1,025	5,402,000
生活障害共済(定期年金型)		49	42,060	48	41,100
特定重度疾病共済		1,069	1,192,500	1,130	1,225,900

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前		4,520	2,663,935	4,488	2,594,315
年 金 開 始 後		994	516,937	1,037	542,481
合 計		5,514	3,180,872	5,525	3,136,796

(注)「金額」欄は、年金年額について記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
	件数	金 額	掛 金	件数	金 額	掛 金
火 災 共 済	3,542	45,122,590	37,055	3,411	43,281,910	34,999
自 動 車 共 済	11,022		494,691	10,999		506,732
傷 害 共 済	4,507	14,837,000	1,034	4,328	14,809,000	1,044
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任 共 済	151		1,594	127		1,529
自 賠 責 共 済	2,642		44,952	2,511		42,278
合 計	21,864		579,328	21,376		586,584

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. その他事業の実績

(1) 購買品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
生 産 資 材	2,561,937	303,638	2,567,527	303,408
生 活 物 資	356,838	109,106	409,509	117,136
合 計	2,918,775	412,744	2,977,037	420,545

(2) 受託販売品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
米	1,862,747	93,945	2,946,943	99,688
米以外の農産物	1,095,941	57,776	1,163,792	60,316
畜 産 物	11,022	13	13,963	16
合 計	2,969,711	151,734	4,124,699	160,021

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
収益	保 管 料	33,960	28,782
	荷 役 料	1,545	716
	その他の収益	5,656	14,489
費用	保 管 材 料 費	3,118	3,522
	保 管 労 務 費	5,731	5,975
	その他の費用	7,071	7,867
差 引		25,241	26,623

(4) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
大 地 の 華 他	1,763	—	1,933	—
合 計	1,763	—	1,933	—

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
	取扱数量・金額	手 数 料	取扱数量・金額	手 数 料
カントリーエレベータ	2,015 t	46,325	1,643 t	51,823
南部ライスセンター	789 t	22,804	697 t	15,128
西部ライスセンター	701 t	15,620	670 t	14,692
育 苗 セ ン タ ー	105,086枚	45,579	105,569枚	47,362
無人ヘリコプター	4,909ha	53,828	4,824ha	52,975
合 計		184,156		181,980

(6) 指導事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
収 入	賦 課 金	—	—
	指導事業補助金	1,835	1,281
	実 費 収 入	2,709	3,013
	その他の収入	—	—
支 出	営 農 改 善 費	26,499	21,874
	生活文化事業費	712	764
	教 育 情 報 費	5,124	4,704
	協力団体育成費	2,154	3,482
	農 政 活 動 費	704	722
	6次産業推進費	152	384
	販売促進活動費	3,308	2,800
差 引		▲ 34,109	▲ 30,438

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
総資産経常利益率	0.19	0.25	0.06
資本経常利益率	2.46	3.29	0.83
総資産当期純利益率	0.12	0.11	▲ 0.01
資本当期純利益率	1.66	1.53	▲ 0.13

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	20.27	23.19
	期中平均	19.58	20.96
貯 証 率	期 末	9.71	12.63
	期中平均	8.81	11.69

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100
 5. 貯金には、譲渡性貯金を含めています。

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、令和 7 年 3 月末における自己資本比率は、24.42％となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	加賀農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,881百万円（前年度1,911百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	10,872	10,595
うち、出資金及び資本準備金の額	1,911	1,881
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	9,063	8,801
うち、外部流出予定額 (▲)	▲ 93	▲ 79
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 8	▲ 8
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,873	10,595
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1	1
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	1
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1	2
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ))(ハ)	10,872	10,593
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	41,527	43,190
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (▲)		—
うち、経過措置により、リスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,585	184
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	45,112	43,374
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(二))	24.10	24.42

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的計測手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

3. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
現金		283	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		2,688	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		10,543	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		300	30	1
我が国の政府関係機関向け		400	10	0
地方三公社向け		100	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		93,544	18,709	748
法人等向け		4,832	2,125	85
中小企業等向け及び個人向け		3,386	1,495	60
抵当権付住宅ローン		509	168	7
不動産取得等事業向け		579	517	21
三月以上延滞等		181	84	3
取立未済手形		—	—	—
信用保証協会等による保証付		13,410	1,314	53
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
共済約款貸付		—	—	—
出資等		367	367	15
(うち出資等のエクスポージャー)		367	367	15
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—
上記以外		10,415	16,705	668
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		4,108	10,271	411
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		141	352	14
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)		—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)		—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)		6,166	6,083	243

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	証券化	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（うち非STC適用分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	300	3	0
	（うちルックスルー方式）	300	3	0
	（うちマンドート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（▲）	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	141,838	41,527	1,661
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）		141,838	41,527	1,661
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b=a×4%
		3,585		143
総所要自己資本額		リスク・アセット等（分母）計		総所要自己資本額
		a		b=a×4%
		45,113		1,805

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- $$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	現金	303	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,358	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	13,839	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	300	30	1
	我が国の政府関係機関向け	599	10	0
	地方三公社向け	100	0	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	88,803	17,601	704
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	601	120	4
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	7,441	3,143	125
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	5,260	3,400	136
	（うちトランザクター向け）	5	2	0
	不動産関連向け	—	—	—
	（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—
	（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	491	370	14
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
	取立未済手形	—	—	—
	信用保証協会等による保証付	14,601	1,432	57
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	72	72	2
	共済約款貸付	10,346	17,130	685
	上記以外	—	—	—
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,430	11,076	443
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	91	229	9
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット			令和6年度		
			エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)		—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)		5,824	5,824	232
	証券化		—	—	—
	(うちS T C要件適用分)		—	—	—
	(短期S T C要件適用分)		—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)		—	—	—
	(うちS T C・不良債権証券化適用対象外分)		—	—	—
	再証券化		—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
	(うちルックスルー方式)		—	—	—
	(うちマンドート方式)		—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)		—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)		—	—	—
	(うちフォールバック方式)		—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)		—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計		143,518	43,190	1,727
	C V Aリスク相当額÷8% (簡便法)		—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)		143,518	43,190	1,727
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞			マーケット・リスク相当額をの合計額を8% で除して得た額		所要自己資本額
			a		b=a×4%
			—		—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
			a		b=a×4%
			184		7
総所要自己資本額			リスク・アセット等 (分母) 計		総所要自己資本額
			a		b=a×4%
			43,374		1,734

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	184
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	7
B I	123
B I C	14

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

4. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出要領にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバルレーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和５年度					令和６年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上 延滞エク スポー ジャー 期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エク スポー ジャー 期末残高
			うち貸 出金等	うち 債券	うち店頭デ リバティブ			うち貸 出金等	うち 債券	うち店頭デ リバティブ	
法人	農業	172	162	—	—	—	130	120	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	1,057	55	1,002	—	—	1,856	52	1,803	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	4	3	—	—	—	3	2	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	621	—	602	—	—	1,221	—	1,202	—	—
	運輸・通信業	612	—	600	—	—	712	—	700	—	—
	金融・保険業	100,058	—	2,703	—	—	94,446	—	4,507	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,193	172	802	—	—	1,386	164	1,002	—	—
	日本国政府・地方公共団体	13,268	7,167	6,100	—	—	17,435	9,963	7,471	—	—
	上記以外	152	48	100	—	—	143	39	100	—	—
個人		18,311	18,279	—	—	181	19,963	19,903	—	—	336
その他		6,091	—	—	—	—	6,220	—	—	—	1
業種別残高計		141,538	25,886	11,910	—	181	143,518	30,246	16,787	—	491
残存期間別	１年以下	94,017	876	—	—	／	85,357	458	400	—	／
	１年超３年以下	1,693	992	701	—	／	4,738	1,735	2,001	—	／
	３年超５年以下	3,709	1,706	2,003	—	／	4,474	766	3,707	—	／
	５年超７年以下	1,562	760	802	—	／	3,094	1,190	1,703	—	／
	７年超１０年以下	10,871	6,462	4,408	—	／	13,456	7,941	5,515	—	／
	１０年超	18,567	14,571	3,996	—	／	20,864	17,407	3,457	—	／
	期限の定めのないもの	11,120	519	—	—	／	11,530	746	—	—	／
残存期間別残高計		141,538	25,886	11,910	—	／	143,518	30,246	16,787	—	／

- （注） １．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- ２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- ３．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- ４．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- ５．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ ３カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度					令 和 6 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2	1		2	1	1	0		1	0
個 別 貸 倒 引 当 金	149	140	—	149	140	140	132	—	139	132

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位：百万円)

区 分		令 和 5 年 度						令 和 6 年 度					
		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	41	39	—	41	39	—	39	35	—	39	35	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動 産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サー ビス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		173	139	—	173	139	—	139	135	—	139	135	—
業 種 別 残 高 計		214	178	—	214	178	—	178	170	—	178	170	—

(注) 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令 和 6 年 度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E / (C+D))
現金	0	303	—	303	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,358	—	3,358	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	13,839	—	13,839	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	300	—	300	—	300	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	599	—	599	—	10	2
地方三公社向け	20	100	—	100	—	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	86,803	—	86,803	—	17,601	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	601	—	601	—	120	20
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	7,441	—	7,441	—	3,143	42
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	5,077	1,833	4,062	183	3,400	80
（うちトランザクター向け）	45	—	52	—	5	2	45
不動産関連向け	20～150	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	304	254	293	15	370	120
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	0～10	14,601	—	14,327	—	1,432	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	72	—	72	—	72	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	10,346	—	10,346	—	17,130	166
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

項 目	令 和 6 年 度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	4,430	—	4,430	—	11,076	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	91	—	91	—	229	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	5,824	—	5,824	—	5,824	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合 計 (信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	43,190	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額 (単位：百万円)

項 目	令 和 6 年 度																				
	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）																				
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計								
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－		－		－		－		－		－		－								
外国の中央政府及び中央銀行向け	－		－		－		－		－		－		－								
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－		－		－		－		－		－		－								
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計							
我が国の地方公共団体向け	－		－		－		－		－		－		－	－							
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－		－		－		－		－		－		－	－							
地方公共団体金融機構向け	－		－		－		－		－		－		－	－							
我が国の政府関係機関向け	－		－		－		－		－		－		－	－							
地 方 三 公 社 向 け	－		－		－		－		－		－		－	－							
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計							
国 際 開 発 銀 行 向 け	－		－		－		－		－		－		－	－							
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－		－		－		－		－		－		－	－	－						
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－		－		－		－		－		－		－	－	－						
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計						
カバード・ボンド向け	－		－		－		－		－		－		－	－	－						
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計					
法 人 等 向 け （特定貸付債権向けを含む。）	－		－		－		－		－		－		－	－	－	－					
（うち特定貸付債権向け）	－		－		－		－		－		－		－	－	－	－					
	100%			150%			250%			400%			その他		合計						
劣後債権及びその他資本性証券等	－			－			－			－			－		－						
株 式 等	－			－			－			－			－		－						
	45%			75%			100%			その他			合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	－			－			－			－			－								
（うちトランザクター向け）	－			－			－			－			－								
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%	70%	75%	その他	合計
不 動 産 関 連 向 け うち自己居住用不動産等向け	－		－		－		－		－		－		－		－		－	－	－	－	－
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%	150%	その他	合計	
不 動 産 関 連 向 け うち賃貸用不動産向け	－		－		－		－		－		－		－		－		－	－	－	－	－
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他		合計			
不 動 産 関 連 向 け うち事業用不動産関連向け	－			－			－			－			－			－		－	－		
	60%					その他					合計										
不 動 産 関 連 向 け うちその他不動産関連向け	－					－					－										
	100%				150%				その他				合計								
不 動 産 関 連 向 け うち A D C 向 け	－				－				－				－								
	50%				100%				150%				その他				合計				
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－				－				－				－				－				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－				－				－				－				－				
	0%			10%			20%			100%			その他			合計					
現 金	－			－			－			－			－			－					
取 立 未 済 手 形	－			－			－			－			－			－					
信用保証協会等による保証付	－			－			－			－			－			－					
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－			－			－			－			－			－					
共 済 約 款 貸 付	－			－			－			－			－			－					

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	15,485	15,485
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	13,540	13,540
	リスク・ウェイト 20%	1,202	93,852	95,054
	リスク・ウェイト 35%	—	479	479
	リスク・ウェイト 50%	3,406	107	3,513
	リスク・ウェイト 75%	—	1,957	1,957
	リスク・ウェイト100%	—	7,233	7,233
	リスク・ウェイト150%	—	27	27
	リスク・ウェイト250%	—	4,249	4,249
	そ の 他	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—
計		4,608	136,930	141,538

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	122,472	—	—	121,276
40%～70%	6,192	159	10	6,199
75%	1,341	1,575	10	1,460
80%	0	—	—	—
85%	77	—	—	67
90%～100%	2,451	203	10	2,423
105%～130%	—	—	—	—
150%	191	138	10	200
250%	—	—	—	—
400%	72	—	—	72
1250%	—	—	—	—
そ の 他	1	10	10	1
合 計	132,800	2,087	10	131,700

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当「A」では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当「A」では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がAーまたはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBBーまたはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 向 け	—	—	—
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	—	300	—
地 方 三 公 社 向 け	—	100	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法 人 等 向 け	—	—	—
中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	175	306	—
抵 当 権 住 宅 ロ ー ン	—	—	—
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 等 向 け	—	0	—
証 券 化	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—
上 記 以 外	5	1	—
合 計	180	708	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 向 け	—	—	—
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	—	498	—
地 方 三 公 社 向 け	—	100	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中 堅 中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	161	381	—
自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け	—	—	—
抵 当 権 付 き 住 宅 ロ ー ン	—	—	—
貸 借 用 不 動 産 関 連 向 け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1	1	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証 券 化	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—
合 計	162	981	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. CVAリスクに関する事項

- ◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
- CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。
- ◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）
- CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

9. マーケット・リスクに関する事項

- ◇リスク管理の方針及び手続等の概要
- 「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しています。
- （※以下、JAの具体的なリスク管理の方針、手続及び体制の概要等を記載）
- （※マーケット・リスク相当額に係る額を不算入とする場合）
- ◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

（ＪＡにおける具体的なリスク管理の方針及び手続の内容等を記載）

○オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・定義
- ・基本的考え方
- ・体制：会議体、部門、部署
- ・その他

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

○事務リスク管理

○システムリスク管理

○その他オペレーショナル・リスク管理

◇ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）及びＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。

なお、ＩＬＤＣ、ＳＣ及びＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

◇ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭ（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無
（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。

11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当「A」においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当「A」の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,475	4,475	4,502	4,502
合計	4,475	4,475	4,502	4,502

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	300	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

13. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日としてIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの算出方法に関する変更はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
当JAでは、 Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクの計算を実施していません。

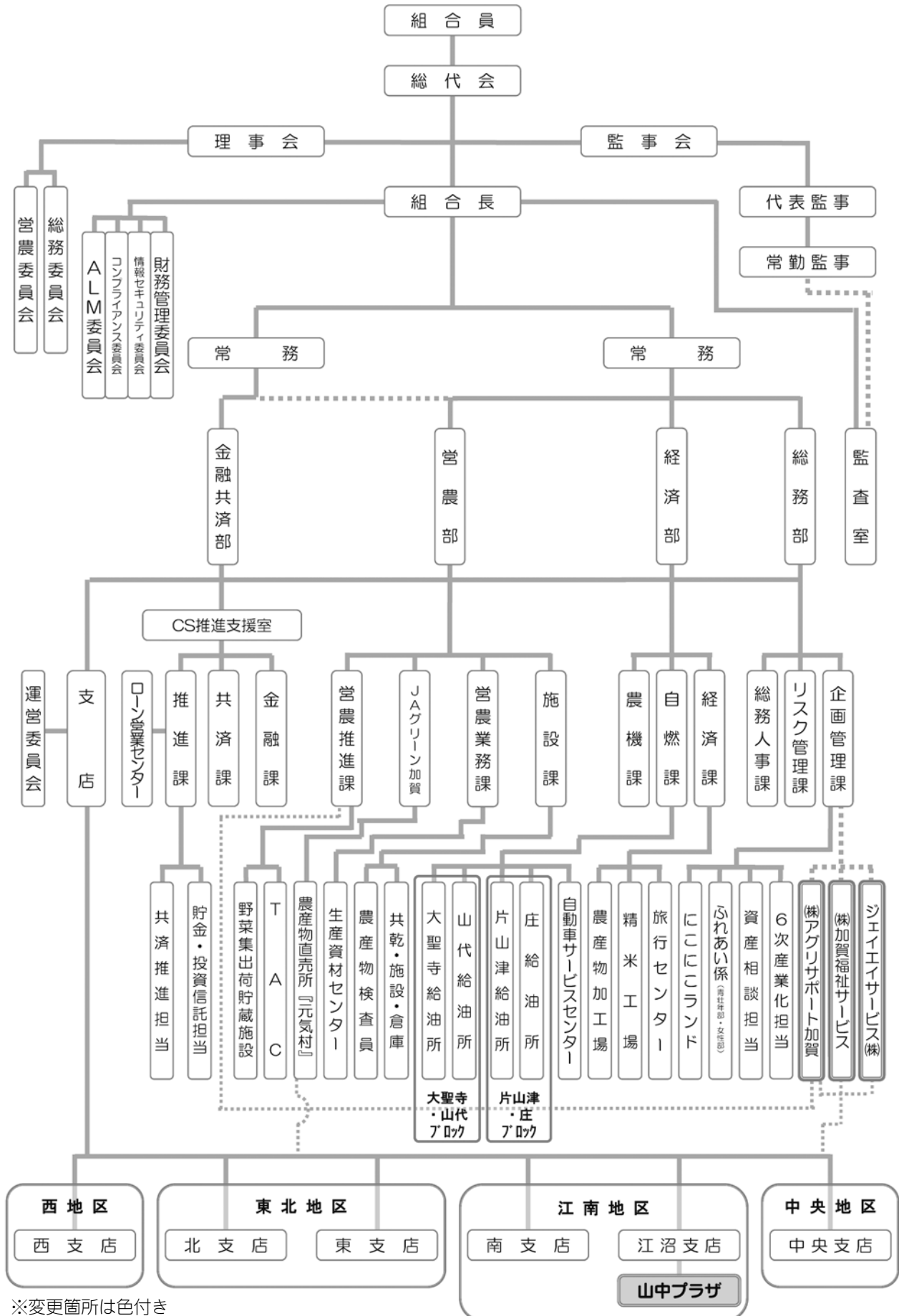
② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク					
		Δ EVE		Δ NII	
		前 期 末	当 期 末	前 期 末	当 期 末
1	上方パラレルシフト	1,205	1,619	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	20	39
3	スティープ化	1,250	1,514		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	—	8		
7	最大値	1,250	1,619	20	39
		前 期 末		当 期 末	
8	自己資本の額	10,872		10,593	

1. 機構図

令和7年7月1日現在



2. 役員（令和7年6月末）

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表理事組合長	道 田 肇	理 事	上 出 克 弘
代表理事常務	小 坂 隆 男	〃	中 出 達 夫
常 務 理 事	北 村 俊 浩	〃	東 野 正 則
理 事	新 保 嘉 康	〃	廣 澤 貴 子
〃	桶 谷 誠	〃	東 野 昌 代
〃	阿慈知 昌 子	代 表 監 事	新 家 勝 次
〃	奥 村 哲 也	常 勤 監 事	薮 隆
〃	西 出 一 郎	監 事	西 野 信 之
〃	下 出 幸 緒	〃	中 谷 和 幸
〃	寺 井 清 春	員 外 監 事	加 藤 正 則
〃	津 川 与史寿		

（注）監事加藤正則は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

（単位：人）

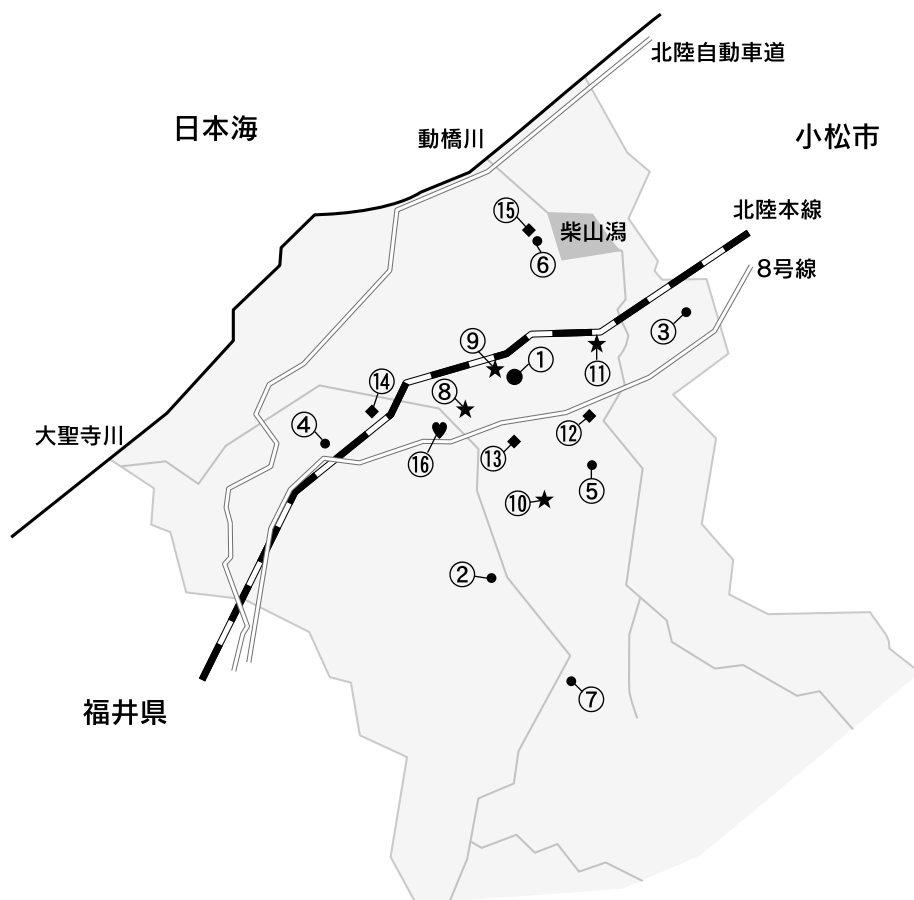
種 類	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
正 組 合 員 数	4,032	3,962	▲ 70
個 人	3,993	3,921	▲ 72
法 人	39	41	2
准 組 合 員 数	5,675	5,914	239
個 人	5,587	5,826	239
法 人	88	88	－
合 計	9,707	9,876	169

4. 組合員組織の状況

組 織 名	構 成 員 数
生 産 組 合	102集落
青 壮 年 部	434名
女 性 部	589名
稲 作 部 会	659名
大 豆 部 会	46名
梨 部 会	49名
ぶ ど う 部 会	15名
ブ ロ ッ コ リ ー 部 会	53名
キ ウ イ フ ル ー ツ 部 会	5名
か ぼ ち ゃ 部 会	69名
薬 草 研 究 会	12名
花 卉 部 会	11名
受 託 者 部 会	54名
産 直 部 会	377名
ね ぎ 部 会	26名

（注）当JAの組合員組織を記載しています。

5. 地区



- ①：本店
中央支店（ATM）
あぐりセンター『ふらっと』
アグリサポート加賀
JA グリーン加賀『元気村』
自動車整備工場
経済農機センター
ジェイエサービス
加賀福祉サービス
- ②：江沼支店（ATM）
- ③：東支店
- ④：西支店（ATM）
- ⑤：南支店
- ⑥：北支店（ATM）
- ⑦：山中プラザ（ATM）
- ★：店舗外 ATM 設置場所
⑧：イオン加賀の里
⑨：アビオシティ加賀
⑩：南支店 山代
⑪：東支店 動橋
- ◆：給油所
⑫：庄給油所
⑬：山代給油所
⑭：大聖寺給油所
⑮：片山津給油所
- ♥：小規模多機能ホーム
⑯：なんごうえがお



JAグリーン加賀『元気村』



あぐりセンター『ふらっと』

6. 沿革・歩み

JA加賀は、平成9年4月に加賀江沼一円を地区としてJA加賀市、JA河南、JA山中町が合併し発足しました。その後、平成10年4月にJA東谷と合併し現在のJA加賀となりました。

合併前のJA加賀市は、昭和46年4月に加賀市内17農協が大同合併し、県内でもトップを切って大型農協として誕生しました。以来今日まで、大型土地基盤整備事業の推進、カントリーエレベーター、集出荷場、農機具修理施設の建設など、農業生産の合理化コスト低減のための施設整備、営農指導体制の充実に努め、組合員の負託に応えつつ発展を遂げてきました。一方、事業面でも貯金、共済、購買、販売など組合員や地域住民の協力のもと順調に実績を伸ばして現在のJA加賀の基礎となっています。

7. 店舗等のご案内

(単位：台)

店舗・施設の名称	所在地の住所	電話番号	ATM設置台数
本店	〒922-0497 加賀市作見町ホ10番地1	73-1313	
中央支店		73-3931	2
江沼支店	〒922-0101 加賀市山中温泉中田町二32-2	78-0280	1
山中プラザ	〒922-0121 加賀市山中温泉富士見町ム4-3	78-0281	1
東支店	〒922-0304 加賀市分校町へ20-1	74-1562	
西支店	〒922-0811 加賀市大聖寺南町二68-2	72-0443	1
南支店	〒922-0322 加賀市上野町子103-1	76-0880	
北支店	〒922-0442 加賀市篠原町609-1	74-0147	1

(注) ATM稼働時間 全日8時00分～21時00分

店舗外のATM設置場所	所在地の住所	ATM設置台数	営業日(平日・土・日)
①南支店山代	〒922-0254 加賀市山代温泉通り66	1	平日・土・日・祝日
②東支店動橋	〒922-0331 加賀市動橋町ネ30	1	平日・土・日・祝日
③イオン加賀の里	〒922-0013 加賀市上河崎町47-1	1	平日・土・日・祝日
④アビオシティ加賀	〒922-0423 加賀市作見町ル25-1	1	平日・土・日・祝日

(注) ATM稼働時間

①～②について…終日：8時00分～21時00分

③について…終日：9時00分～21時00分

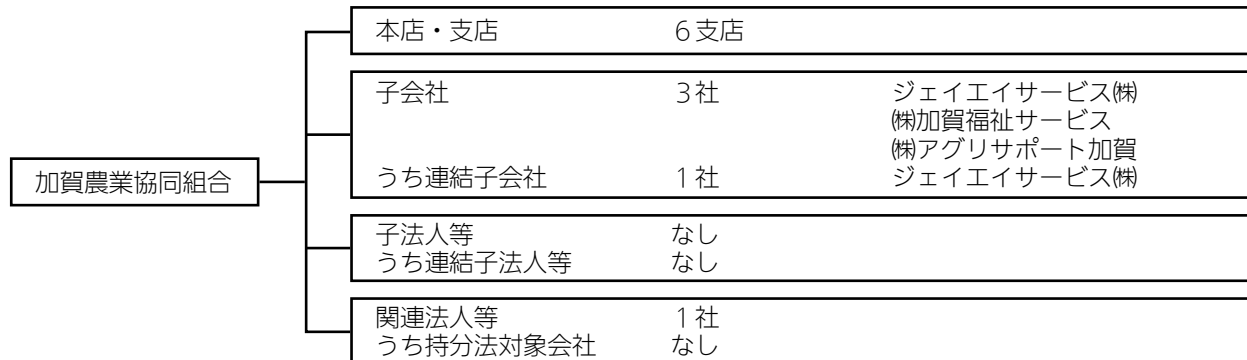
④について…終日：9時30分～20時00分

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

ＪＡ加賀のグループは、当ＪＡ、子会社３社、関連法人等１社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は１社です。



(2) 子会社等の状況

名 称	業 務 内 容	所在地	設立年月日	資本金 (千円)	他の子会社等 の議決権比率
ジェイエイサービス(株)	葬祭に関する貸与、販売及び葬祭用品の取扱	加賀市作見町ト 8番地1	H7.4.1	25,000	100.0%
(株)加賀福祉サービス	居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業、輸送事業、福祉事業	加賀市作見町ホ 56-1	H11.8.1	20,800	86.5%
(株)アグリサポート加賀	農作業の受託及び委託、農地の借り受け、農業機械銀行業務	加賀市作見町ホ 34-1	H28.2.12	10,000	99.0%
(株)加賀ガスサービス センター	液化石油ガスの供給及び消費に関する設備の保安業務	加賀市加茂町 291番地1	H9.4.30	63,000	30.3%

(3) 連結事業概況

1. 事業の概況

令和6年度の当組合の連結決算は、子会社1社を連結し、持分法を適用しております。

連結決算の内容は、連結経常収益347,141千円、連結当期剰余金149,156千円、連結純資産10,741,219千円、連結総資産142,511,245千円で、連結自己資本比率は25.70%となりました。

2. 連結子会社の事業概況

ジェイエイサービス(株)

当社は、葬祭事業を営み、売上高は213,842千円（対前年比85.3%）を計上し、当期利益は11,454千円（対前年比48.7%）となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益（事業収益）	5,079,265	5,000,623	5,145,035	4,949,244	5,060,705
信用事業収益	868,912	847,005	825,841	783,615	881,596
共済事業収益	666,531	655,791	649,164	619,769	626,772
農業関連事業収益	1,752,487	1,709,006	1,835,561	1,796,018	1,771,922
その他事業収益	1,791,333	1,788,818	1,834,466	1,749,841	1,780,413
連結経常利益	338,811	297,653	318,356	273,801	347,141
連結当期剰余金	242,275	250,400	257,179	173,938	149,156
連結純資産額	11,443,321	11,444,261	11,326,673	11,225,923	10,741,219
連結総資産額	135,366,458	138,770,018	140,149,118	141,570,193	142,511,245
連結自己資本比率	23.99	24.11	24.71	24.39	25.70

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1. 信用事業資産	131,541,266	132,207,574	1. 信用事業負債	128,291,375	129,689,986
(1) 現金	283,583	303,217	(1) 貯金	126,914,074	128,804,920
(2) 預金	93,142,607	85,670,712	(2) 譲渡性貯金	1,000,000	—
(3) 有価証券	12,360,964	16,295,961	(3) 借入金	0	—
(4) 貸出金	25,782,765	29,931,840	(4) その他の信用事業負債	377,301	885,066
(5) その他の信用事業資産	112,586	138,314	2. 共済事業負債	625,987	674,036
(6) 貸倒引当金	▲ 141,241	▲ 132,472	(1) 共済資金	328,966	373,578
2. 共済事業資産	24,525	33,482	(2) その他の共済事業負債	297,021	300,458
(1) その他の共済事業資産	24,525	33,482	3. 経済事業負債	849,985	889,804
3. 経済事業資産	1,210,159	1,288,519	(1) 支払手形及び経済事業未払金	343,023	346,781
(1) 経済事業未収金	985,630	1,116,984	(2) その他の経済事業負債	506,962	543,022
(2) 棚卸資産	241,685	191,926	4. 雑負債	296,730	245,662
(3) その他の経済事業資産	45,223	36,980	(1) 未払法人税等	21,090	25,749
(4) 貸倒引当金	▲ 62,380	▲ 57,371	(2) 資産除去債務	2,640	2,640
4. 雑資産	335,663	301,575	(3) その他の負債	273,000	217,273
5. 固定資産	3,895,018	4,104,736	5. 諸引当金	280,189	270,535
(1) 有形固定資産	3,893,224	4,102,715	(1) 賞与引当金	92,850	86,752
建物	4,755,297	5,167,246	(2) 退職給付に係る負債	129,404	119,662
機械装置	1,723,295	1,656,319	(3) 役員退職慰労引当金	41,369	47,762
土地	1,596,030	1,513,995	(4) ポイント引当金	16,564	16,358
リース資産	40,209	69,172	負債の部合計	130,344,269	131,770,025
建設仮勘定	169,307	24,291	純 資 産 の 部		
その他の有形固定資産	1,147,590	1,191,755	1. 組合員資本	11,170,417	11,196,705
減価償却累計額	▲ 5,538,506	▲ 5,520,065	(1) 出資金（資本金）	1,911,290	1,881,110
(2) 無形固定資産	1,794	2,020	(2) 資本剰余金	—	—
その他の無形固定資産	1,794	2,020	(3) 利益剰余金	9,267,547	9,322,950
6. 外部出資	4,477,660	4,477,660	(4) 処分未済持分	▲ 8,370	▲ 7,305
(1) 外部出資	4,477,660	4,477,660	(5) 子会社の所有する親組合出資金	▲ 50	▲ 50
7. 繰延税金資産	85,898	97,695	2. 評価・換算差額等	55,505	▲ 455,485
			(1) その他有価証券評価差額金	55,505	▲ 455,485
			純資産の部合計	11,225,923	10,741,219
資産の部合計	141,570,193	142,511,245	負債・純資産の部合計	141,570,193	142,511,245

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
1. 事業総利益	2,020,287	2,005,564
(1) 信用事業収益	783,615	881,596
資金運用収益	718,057	780,951
(うち預金利息)	(366,291)	(372,492)
(うち有価証券利息)	(123,799)	(159,274)
(うち貸出金利息)	(170,693)	(193,136)
(うちその他受入利息)	(57,272)	(56,047)
役務取引等収益	41,467	48,177
その他事業直接収益	—	30,017
その他経常収益	24,090	22,449
(2) 信用事業費用	104,012	206,486
資金調達費用	12,364	48,699
(うち貯金利息)	(9,009)	(44,383)
(うち給付補填備金繰入)	(574)	(248)
(うち借入金利息)	(11)	—
(うちその他支払利息)	(2,768)	(4,067)
役務取引等費用	7,987	8,643
その他事業直接費用	—	57,010
その他経常費用	83,661	92,133
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—
(うち貸倒引当金戻入額)	(▲ 9,320)	(▲ 8,769)
(うち貸出金償却)	—	—
信用事業総利益	679,602	675,109
(3) 共済事業収益	619,769	626,772
共済付加収入	556,178	551,356
その他の収益	63,590	75,415
(4) 共済事業費用	33,500	35,163
共済推進費及び共済保全費	12,331	14,298
その他の費用	20,168	20,865
共済事業総利益	586,268	591,608
(5) 購買事業収益	3,121,775	3,107,254
購買品供給高	2,977,464	2,983,544
購買手数料	13,710	16,366
修理サービス料	82,082	67,417
その他の収益	48,518	39,926
(6) 購買事業費用	2,575,095	2,592,742
購買品供給原価	2,461,977	2,483,231
その他の費用	113,117	109,511
購買事業総利益	546,679	514,511
(7) 販売事業収益	184,133	196,909
販売手数料	160,024	167,940
その他の収益	24,109	28,969
(8) 販売事業費用	26,696	31,237
その他の費用	26,696	31,237
販売事業総利益	157,436	165,672
(9) その他事業収益	239,951	248,171
(10) その他事業費用	189,651	189,509
その他事業総利益	50,299	58,662
2. 事業管理費	1,811,545	1,750,896
(1) 人件費	1,267,509	1,203,592
(2) その他事業管理費	544,036	547,304
事業利益	208,741	254,667
3. 事業外収益	118,649	129,222
(1) 受取雑利息	27	104
(2) 受取出資配当金	72,839	73,721
(3) その他の事業外収益	45,781	55,395
4. 事業外費用	53,589	36,749
(1) その他の事業外費用	53,589	36,749
経常利益	273,801	347,141
5. 特別利益	9,250	17,948
(1) 固定資産処分益	—	64
(2) 負ののれん発生益	9,250	4,105
(3) その他の特別利益	—	13,778
6. 特別損失	72,206	155,438
(1) 固定資産処分損	10,676	31,884
(2) 減損損失	52,279	119,448
(3) その他の特別損失	9,250	4,105
税金等調整前当期利益	210,845	209,650
法人税、住民税及び事業税	44,650	53,729
法人税等調整額	▲ 7,743	6,764
法人税等合計	36,906	60,494
当期利益	173,938	149,156
当期剰余金	173,938	149,156

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

〔間接法により表示する場合〕

(単位：千円)

科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益(又は税金等調整前当期損失)	210,845	209,650
減価償却費	181,400	195,206
減損損失	52,279	119,448
のれん償却額	—	—
貸倒引当金の増減額 (▲は減少)	▲ 11,964	▲ 13,781
賞与引当金の増減額 (▲は減少)	1,420	▲ 6,098
退職給付に係る負債の増減額 (▲は減少)	▲ 5,973	▲ 9,742
その他引当金等の増減額 (▲は減少)	6,074	6,186
信用事業資金運用収益	▲ 717,008	▲ 773,423
信用事業資金調達費用	12,364	48,699
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 72,867	▲ 73,826
支払雑利息	—	—
為替差損益	—	—
有価証券関係損益 (▲は益)	▲ 1,049	19,464,560
固定資産売却損益 (▲は益)	1,676	25,320
外部出資関係損益 (▲は益)	—	—
賃貸資産に係る減価償却費	—	—
固定資産圧縮損	—	—
固定資産処分費用	9,000	6,500
資産除去債務関連損益	—	—
一般補助金収益	▲ 9,250	▲ 4,105
特定資産特別勘定関係損益	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (▲) 減	▲ 2,042,599	▲ 4,149,074
預金の純増 (▲) 減	2,900,000	7,500,000
貯金の純増減 (▲)	1,298,625	890,846
信用事業借入金の純増減 (▲)	▲ 866	—
その他の信用事業資産の純増 (▲) 減	▲ 20,661	7,301
その他の信用事業負債の純増減 (▲)	69,381	482,083
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (▲) 減	—	—
共済借入金の純増減 (▲)	—	—
共済資金の純増減 (▲)	72,827	44,612
その他の共済事業資産の純増 (▲) 減	5,842	▲ 9,029
その他の共済事業負債の純増減 (▲)	10,596	3,436
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (▲) 減	▲ 6,197	▲ 131,354
経済受託債権の純増 (▲) 減	—	—
棚卸資産の純増 (▲) 減	4,832	49,759
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (▲)	▲ 77,097	3,757
経済受託債務の純増減 (▲)	496,064	26,429
その他の経済事業資産の純増 (▲) 減	▲ 13,693	8,242
その他の経済事業負債の純増減 (▲)	▲ 391,348	9,631

(単位：千円)

科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増 (▲) 減	43,571	4,202
その他の負債の純増減 (▲)	59,930	▲ 55,744
未払または未収消費税の純増減 (▲)	—	—
信用事業資金運用による収入	705,497	740,393
信用事業資金調達による支出	▲ 15,410	▲ 23,018
共済貸付金利息による収入	▲ 91	72
共済借入金利息による支出	—	—
事業分量配当金の支払額	▲ 75,781	▲ 70,122
小 計	2,680,370	5,081,925
雑利息及び出資配当金の受取額	72,867	73,826
雑利息の支払額	—	—
法人税等の支払額	▲ 59,415	▲ 49,053
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,693,822	5,106,698
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 2,200,000	▲ 5,258,354
有価証券の売却等による収入	—	771,677
固定資産の取得による支出	▲ 204,928	▲ 519,868
固定資産の売却による収入	—	63
補助金の受入による収入	9,250	4,105
外部出資による支出	▲ 1,680	—
外部出資の売却等による収入	—	—
固定資産の処分に伴う支出	▲ 9,000	▲ 6,500
資産除去債務の履行による支出	—	—
連結範囲の変更を伴う子会社及び子会社法人等の株式の取得による支出	—	—
連結範囲の変更を伴う子会社及び子会社法人等の株式の売却による収入	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 2,406,358	▲ 5,008,876
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
設備借入金の返済による支出	—	—
出資の増額による収入	64,515	21,710
出資の払戻しによる支出	▲ 95,665	▲ 51,890
持分の取得による支出	▲ 10,005	▲ 7,305
持分の譲渡による収入	11,775	8,370
リース債務の返済による支出	—	—
出資配当金の支払額	▲ 24,017	▲ 23,630
非支配株主への配当金支払額	—	—
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子会社法人等の株式の取得による支出	—	—
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子会社法人等の株式の売却による収入	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 53,397	▲ 52,745
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5. 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	234,066	45,076
6. 現金及び現金同等物の期首残高	673,991	908,191
7. 現金及び現金同等物の期末残高	908,191	955,929

(8) 連結注記表（令和6年度）

1. 連結決算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1社 ジェイエサービス株式会社
- ② 非連結子会社の数 2社 株式会社加賀福祉サービス、
株式会社アグリサポート加賀
- ③ 非連結関連法人の数 1社 株式会社加賀ガスサービスセンター

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額および利益剰余金のうち持分に見合う額等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を与えていないため、連結対象から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する非連結子会社および関連法人はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

該当事項はありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

貸借対照表上の現金並びに当座預金、普通預金、通知預金の合計額としています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券……………償却原価法（個別法による定額法）
 - ・その他有価証券
 - イ、時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ、市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品（生産資材・燃料等）…総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（農機・自動車）……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（小売店舗品、部品等）…売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 6年～50年、機械装置 3年～15年
- ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下の通りです。
自組合利用のソフトウェア 5年
- ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
 - 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計

上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、企画管理部（貸出2次審査部署等）が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

ＪＡポイントサービスに基づき組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5
年間で均等償却を行っています。
- (6) 記載金額の端数処理
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満
の科目については「0」で表示しています。
- (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与
している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示
しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は
1,686,012千円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | |
|--------------|-----------|
| ① 建物 | 608,390千円 |
| ② 機械装置 | 931,268千円 |
| ③ 土地 | 28,433千円 |
| ④ その他の有形固定資産 | 87,920千円 |
- (2) 担保に供している資産
定期預金900,000千円を為替決済保証金の担保に供しております。
また、定期預金3,000千円を県公金収納事務取扱に係る担保に供して
います。
- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 1,201,880千円
理事および監事に対する金銭債務の総額 なし
- (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)
(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は203,497千
円、危険債権額は74,910千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、
更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っ
ている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないも
の、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回
収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及び
これらに準ずる債権を除く。)です。
債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありま
せん。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の
翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準
ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図るこ
とを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、
債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更
生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該
当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は
278,407千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 減損会計に関する注記
- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又
は資産グループの概要
当組合は、支店については管理会計の単位としている支店を基本
にグルーピングし、経済施設については施設単位でグルーピングし
ています。また、本店、農業関係施設等の共同利用施設について
は、JA全体の共用資産としています。
当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
山代給油所	事業用店舗	土地
大聖寺給油所	事業用店舗	土地
片山津給油所	事業用店舗	土地・建物
旧Aコープ山中店	賃 貸	土地
旧篠原出張所	賃 貸	土地・建物
旧山中出張所	賃 貸	土地
旧西支店	賃 貸	土地・建物
旧動橋支店	賃 貸	土地・建物

- ② 減損損失の認識に至った経緯
山代給油所・大聖寺給油所・片山津給油所は、営業収支が赤字で
あると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿
価額を回収可能限度額まで減額し、当該減少額を減損損失として認
識しました。
旧西支店は、令和6年10月の新店舗オープンに伴う用途変更に
より、時価相当額が帳簿価額まで達していないため帳簿価額を回収
可能限度額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しまし
た。
旧Aコープ山中店・旧篠原出張所・旧山中出張所・旧動橋支店
は、時価相当額が帳簿価額まで達していないため帳簿価額を回収可
能限度額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。
- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資
産の種類ごとの減損損失の内訳
- | | |
|----------|--|
| 山代給油所 | 42,912千円(土地: 42,912千円) |
| 大聖寺給油所 | 875千円(土地: 875千円) |
| 片山津給油所 | 41,983千円
(土地: 27,652千円、建物: 9,629千円) |
| 旧Aコープ山中店 | 6,120千円(土地: 6,120千円) |
| 旧篠原出張所 | 1,359千円
(土地: 1,151千円、建物: 248千円) |
| 旧山中出張所 | 1,004千円(土地: 1,004千円) |
| 旧西支店 | 23,589千円
(土地: 1,165千円、建物: 22,389千円) |
| 旧動橋支店 | 1,564千円
(土地: 1,141千円、建物: 296千円) |
- ④ 回収可能価額の算定方法
上記資産の回収可能価額については正味売却価額を採用してい
り、その時価は固定資産税評価に基づき算定しております。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合
員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用
農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券に
よる運用を行っています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に
対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履
行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的(そ
の他有価証券)で保有しています。これらは発行体及びクレジット
リンク債については参照先を含む信用リスク、金利の変動リスク及
び市場価格の変動リスクに晒されています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会にお
いて対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引について
は、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、
与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッ
シュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評
価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。
貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の
自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収
方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、
資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規
程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めていま
す。
また、債券については発行体及び参照先の信用情報や時価の状
況を定期的に把握し、ALM委員会に報告しています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスク
を的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化
を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化との
バランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分
析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務
構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しな

どの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融課は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融課が行った取引については企画管理課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が０.１％上昇したものと想定した場合には、経済価値が１３４,７９０千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預 金	85,670,712	85,510,417	▲ 160,295
有 価 証 券	16,295,961	16,049,550	▲ 246,411
満期保有目的の債券	8,498,501	8,252,090	▲ 246,411
その他有価証券	7,797,460	7,797,460	－
貸 出 金 (貸倒引当金控除後)	29,799,367	29,186,333	▲ 613,034
貸 出 金	29,931,840		
貸倒引当金（※１）	▲ 132,472		
資 産 計	131,766,042	130,746,301	▲ 1,019,741
貯 金	129,024,728	128,462,017	▲ 562,711
負 債 計	129,024,728	128,462,017	▲ 562,711

(※１) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ、預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ、有価証券

有価証券については、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から揭示された価格によっています。

ハ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ、貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	4,502,660
外 部 出 資 等 損 失 引 当 金	－
外部出資等損失引当金控除後	4,502,660

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預 金	84,470,712		1,000,000			200,000
有価証券	400,000	300,000	1,700,000	1,500,000	2,200,000	10,800,000
満期保有目的の債券	400,000	200,000	1,700,000	1,500,000	2,200,000	2,500,000
その他有価証券のうち満期があるもの	0	100,000	0	0	0	8,300,000
貸 出 金 (※１,２)	2,304,744	2,123,904	2,232,289	1,570,047	1,495,623	20,041,194
合 計	87,175,456	2,423,904	4,932,289	3,070,047	3,695,623	31,041,194

(※１) 貸出金のうち、当座貸越３５８,８３４千円については「１年以内」に含めています。

(※２) 貸出金のうち３月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等１６４,０３５千円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
貯金(※１)	111,631,343	5,781,998	9,737,013	508,819	545,508	820,046
合 計	111,631,343	5,781,998	9,737,013	508,819	545,508	820,046

(※１) 貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めて開示しています。

６、有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国 債	—	—	—
地 方 債	1,099,977	1,062,510	▲ 37,467
政府保証債	—	—	—
社 債	7,398,524	7,189,580	▲ 208,944
合 計	8,498,501	8,252,090	▲ 246,411

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差 額 (A)－(B)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの			
国 債	510,220	499,175	11,045
地 方 債	1,633,020	1,599,767	33,253
政府保証債	303,210	299,105	4,105
社 債	305,740	300,000	5,740
小 計	2,752,190	2,698,047	54,143
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの			
国 債	2,493,740	2,856,749	▲ 363,009
地 方 債	1,387,060	1,399,962	▲ 12,902
政府保証債	187,570	198,183	▲ 10,613
社 債	976,900	1,100,000	▲ 123,100
小 計	5,045,270	5,554,894	▲ 509,626
合 計	7,797,460	8,252,945	▲ 455,485

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	528,687	30,017	—
地 方 債	242,990	—	57,010
政府保証債	771,677	30,017	57,010

(3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付型年金制度（または全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度）を採用しています。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付に係る負債	129,404
退 職 給 付 費 用	61,600
退 職 給 付 の 支 払 額	▲ 24,457
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 46,885
期末における退職給付に係る負債	119,662

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位：千円)

退 職 給 付 債 務	1,026,272
特 定 退 職 金 共 済 制 度	▲ 906,610
未 積 立 退 職 給 付 債 務	119,662
退 職 給 付 に 係 る 負 債	119,662

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

簡便法で計算した退職給付費用	61,600
----------------	--------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団

体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,136千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は99,970千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	53,613
退 職 給 付 に 係 る 負 債	34,778
賞 与 引 当 金	24,234
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	13,373
減 損 損 失	187,725
そ の 他 有 価 証 券 差 額 金	129,266
そ の 他	30,762
繰 延 税 金 資 産 小 計	473,753
評 価 性 引 当 額	▲ 370,237
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	103,516
繰 延 税 金 負 債	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	▲ 0
全 農 統 合 に 係 る 合 併 交 付 金	▲ 5,820
資 産 除 去 費 用 資 産 計 上 額	▲ 0
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	▲ 5,820
繰延税金資産（負債）の純額 (A)＋(B)	97,696

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当 期
法 定 実 効 税 率	27.66
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.20
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 8.30
評 価 性 引 当 額 の 増 減	14.70
収 用 等 の 特 別 控 除	▲ 1.70
住 民 税 均 等 割	1.10
税 額 控 除	▲ 1.90
事 業 分 量 配 当 額 の 損 金 算 入 額	▲ 7.00
税率変更に伴う繰延税金資産の修正	▲ 0.40
そ の 他	▲ 0.59
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.77

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

9. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、山中プラザに関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該山中プラザは当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。

そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,310,943千円であります。

連結注記表（令和5年度）

1. 連結決算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1社 ジェイエーサービス株式会社
- ② 非連結子会社の数 2社 株式会社加賀福祉サービス、株式会社アグリサポート加賀
- ③ 非連結関連法人の数 1社 株式会社加賀ガスサービスセンター

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額および利益剰余金のうち持分に見合う額等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を与えていないため、連結対象から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する非連結子会社および関連法人はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

該当事項はありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

貸借対照表上の現金並びに当座預金、普通預金、通知預金の合計額としています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券……………償却原価法（個別法による定額法）
 - ・その他の有価証券
 - イ、時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ、市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品（生産資材・燃料等）……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（農機・自動車）……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（小売店舗品、部品等）……………売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 6年～50年、機械装置 3年～15年
- ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下の通りです。
 - 自組合利用のソフトウェア 5年
- ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、企画管理部署（貸出2次審査部署等）が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

J Aポイントサービスに基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を

認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて（四捨五入して）表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- ① 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,696,986千円であり、その内訳は次のとおりです。

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 建物 | 619,610千円 |
| ② 機械装置 | 960,872千円 |
| ③ 土地 | 28,433千円 |
| ④ その他の有形固定資産 | 88,069千円 |

(2) 担保に供している資産

定期預金900,000千円を為替決済保証金の担保に供しております。また、定期預金3,000千円を県公金収納事務取扱に係る担保に供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	120,280千円
理事および監事に対する金銭債務の総額	なし

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)

(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は472千円、危険債権額は304,866千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は305,338千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損会計に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、支店については管理会計の単位としている支店を基本にグルーピングし、経済施設については施設単位でグルーピングしています。また、本店、農業関係施設等の共同利用施設については、JA全体の共用資産としています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
大 聖 寺 給 油 所	事業用店舗	土地・建物
山 中 出 張 所	賃 貸	土地・建物

② 減損損失の認識に至った経緯

大聖寺給油所は、営業収支が赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能限度額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。山中出張所は、用途の変更を行い、時価相当額が帳簿価額まで達していないため帳簿価額を回収可能限度額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

大聖寺給油所	12,582千円
（建物：9,671千円、土地：1,944千円）	
山中出張所	39,697千円
（建物：13,210千円、土地：23,169千円）	

④ 回収可能価額の算定方法

上記資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価に基づき算定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体及びクレジットリンク債については参照先を含む信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

また、債券については発行体及び参照先の信用情報や時価の状況を定期的に把握し、ALM委員会に報告しています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状

況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融課は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融課が行った取引については企画管理課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が107,562千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預 金	93,142,607	93,107,912	▲ 34,695
有 価 証 券	12,360,964	12,323,830	▲ 37,134
満期保有目的の債券	4,599,974	4,562,840	▲ 37,134
そ の 他 有 価 証 券	7,760,990	7,760,990	—
貸 出 金	25,782,765		
貸倒引当金(※1)	▲ 141,241		
貸倒引当金控除後	25,641,524	25,598,711	▲ 42,813
資 産 計	131,145,095	131,030,453	▲ 114,642
貯 金	127,176,497	126,983,975	▲ 192,522
負 債 計	127,176,497	126,983,975	▲ 192,522

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における

無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	4,502,660
外 部 出 資 等 損 失 引 当 金	—
外部出資等損失引当金控除後	4,502,660

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	93,142,607	—	—	—	—	—
有価証券	—	400,000	385,730	885,810	1,200,000	9,385,420
満期保有目的の債券	—	400,000	200,000	800,000	1,200,000	2,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	185,730	85,810	—	7,385,420
貸 出 金 (※1,2)	2,630,680	1,515,296	1,886,727	1,958,905	1,265,293	16,344,576
合 計	95,773,288	1,915,296	2,272,457	2,844,715	2,465,293	25,729,996

(※1) 貸出金のうち、当座貸越407,206千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち3月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等181,284千円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (※1)	107,987,665	10,111,184	7,103,797	415,131	590,145	968,573
合 計	107,987,665	10,111,184	7,103,797	415,131	590,145	968,573

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	—	—	—
	地 方 債	299,974	302,040	2,066
	政府保証債	—	—	—
	社 債	1,200,000	1,208,130	8,130
	小 計	1,499,974	1,510,170	10,195
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国 債	—	—	—
	地 方 債	100,000	98,660	▲ 1,340
	政府保証債	—	—	—
	社 債	3,000,000	2,954,010	▲ 45,990
	小 計	3,100,000	3,052,670	▲ 47,330
合 計		4,599,974	4,562,840	▲ 37,134

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	差 額 (A)－(B)
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超える もの	国 債	1,082,540	997,937	84,602
	地 方 債	3,218,220	2,999,697	218,522
	政府保証債	320,870	298,995	21,874
	社 債	634,130	600,000	34,130
	受 益 証 券	—	—	—
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えない もの	小 計	5,255,760	4,896,630	359,130
	国 債	1,529,090	1,687,630	▲ 158,540
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	社 債	719,180	800,000	▲ 80,820
合 計	受 益 証 券	256,960	300,000	▲ 43,040
	小 計	2,505,230	2,787,630	▲ 282,400
合 計		7,760,990	7,684,260	76,729

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付型年金制度（または全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度）を採用しています。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付に係る負債	135,378
退 職 給 付 費 用	14,803
退 職 給 付 の 支 払 額	▲ 20,777
確定給付型年金制度への拠出金	—
期末における退職給付に係る負債	129,404

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位：千円)

退 職 給 付 債 務	1,034,108
特 定 退 職 金 共 済 制 度	▲ 904,703
確 定 給 付 型 年 金 制 度	—
未 積 立 退 職 給 付 債 務	129,404
退 職 給 付 に 係 る 負 債	129,404

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

勤 務 費 用	14,803
臨時に支払った割増退職金	—
退 職 給 付 費 用	14,803

特定退職金共済制度への拠出金50,367千円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,551千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は117,042千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	56,339
退 職 給 付 に 係 る 負 債	37,025
賞 与 引 当 金	25,979
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11,442
減 損 損 失	151,422
そ の 他	34,315
繰 延 税 金 資 産 小 計	316,522
評 価 性 引 当 額	▲ 203,729
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	112,793
繰 延 税 金 負 債	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	▲ 21,223
全 農 統 合 に 係 る 合 併 交 付 金	▲ 5,673
資 産 除 去 費 用 資 産 計 上 額	▲ 0
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	▲ 26,896
繰延税金資産（負債）の純額 (A)＋(B)	85,897

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 9.0
評 価 性 引 当 額 の 増 減	1.9
収 用 等 の 特 別 控 除	
住 民 税 均 等 割	1.1
税 額 控 除	▲ 1.3
事 業 分 量 配 当 額 の 損 金 算 入 額	▲ 9.5
税率変更に伴う繰延税金資産の修正	
そ の 他	▲ 0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.1

(3) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,330,655千円です。

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高	—	—
2. 資本剰余金増加高	—	—
3. 資本剰余金減少高	—	—
4. 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	9,193,407	9,267,547
2. 会計方針の変更による累積的影響額		
3. 遡及処理後利益剰余金期首残高		
4. 利益剰余金増加高	173,938	149,156
(1) 当期剰余金	173,938	149,156
3. 利益剰余金減少高	99,799	93,753
(1) 支払配当金	99,799	93,753
(2) 役員賞与金	—	—
4. 連結剰余金期末残高	9,267,547	9,322,950

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 (A)	226	203	▲ 23
危険債権額 (B)	78	74	▲ 4
要 管 理 債 権 額 (C) = (D) + (E)	—	—	—
三月以上延滞債権額 (D)	—	—	—
貸出条件緩和債権額 (E)	—	—	—
小 計 (F) = (A) + (B) + (C)	305	278	▲ 27
正 常 債 権 額 (G)	25,498	29,671	4,173
合 計 (H) = (F) + (G)	25,803	29,950	4,147

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
信 用 事 業	事業収益	783,615	881,596
	経常利益	150,692	123,480
	資産の額	131,541,266	132,207,574
共 済 事 業	事業収益	619,769	626,772
	経常利益	216,181	271,671
	資産の額	24,525	33,482
農 業 関 連 事 業	事業収益	1,796,018	1,771,922
	経常利益	▲ 545	▲ 2,106
	資産の額	—	—
そ の 他 事 業	事業収益	1,749,841	1,780,413
	経常利益	▲ 92,526	▲ 45,904
	資産の額	1,210,159	1,288,519
計	事業収益	4,949,244	5,060,705
	経常利益	273,801	347,141
	資産の額	132,775,950	133,529,576

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、25.70%となりました。
連結自己資本は、組合員からの普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	加賀農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,881百万円（前年度1,911百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、ＪＡを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,076	11,116
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,911	1,881
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	9,267	9,322
うち、外部流出予定額 (▲)	▲ 93	▲ 79
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 8	▲ 7
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	—	—
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,078	11,117
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1	3
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1	3
自己資本		
自己資本の額 (ハ)=(イ)－(ロ)	11,077	11,114
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	41,536	43,027
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (▲)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	41,536	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,874	210
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	45,410	43,238
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ)／(二)	24.39%	25.70%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の運用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金		283	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		2,688	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		10,543	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		300	30	1
我が国の政府関係機関向け		400	10	0
地方三公社向け		100	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		93,544	18,708	748
法人等向け		4,793	2,124	85
中小企業等向け及び個人向け		3,342	1,495	60
抵当権付住宅ローン		509	167	7
不動産取得等事業向け		579	517	21
三月以上延滞等		86	83	3
取立未済手形		—	—	—
信用保証協会等による保証付		13,410	1,314	53
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
共済約款貸付		—	—	—
出資等		341	341	13
(うち出資等のエクスポージャー)		341	341	13
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—
上記以外		10,436	16,740	530
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		4,108	10,271	271
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		148	372	15
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)		—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)		—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)		6,180	6,097	244
証券化		—	—	—
(うちS T C 要件適用分)		—	—	—
(うち非S T C 適用分)		—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	300	3	0
	（うちルックスルー方式）	300	3	0
	（うちマンドート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（▲）	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	141,659	41,537	1,661
	CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	141,659	41,537	1,661
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		$b = a \times 4\%$
		38,741		1,550
総所要自己資本額		リスク・アセット等（分母）計		総所要自己資本額
		a		$b = a \times 4\%$
		39,016		1,816

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- $$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	現金	303	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,358	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	13,839	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	300	30	1
	我が国の政府関係機関向け	599	10	0
	地方三公社向け	100	0	0
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	88,803	17,601	704
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	601	120	4
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	7,441	3,143	125
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	5,260	3,400	136
	（うちトランザクター向け）	5	2	0
	不動産関連向け	—	—	—
	（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—
	（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	491	370	14
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
	取立未済手形	—	—	—
	信用保証協会等による保証付	14,601	1,432	57
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	72	72	2
	共済約款貸付	10,346	17,130	685
	上記以外	—	—	—
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,430	11,076	443
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	91	229	9
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット			令和6年度		
			エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)		—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)		5,824	5,824	232
	証券化		—	—	—
	(うちS T C 要件適用分)		—	—	—
	(短期S T C 要件適用分)		—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)		—	—	—
	(うちS T C ・不良債権証券化適用対象外分)		—	—	—
	再証券化		—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
	(うちルックスルー方式)		—	—	—
	(うちマンドート方式)		—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)		—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)		—	—	—
	(うちフォールバック方式)		—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)		—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計		143,518	43,190	1,727
	C V Aリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)		—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)		143,518	43,190	1,727
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞			マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
			a	b = a × 4%	
			—	—	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的計測手法＞			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
			a	b = a × 4%	
			184	7	
総所要自己資本額			リスク・アセット等 (分母) 計	総所要自己資本額	
			a	b = a × 4%	
			43,374	1,734	

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	184
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	7
B I	123
B I C	14

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、親会社以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。親会社における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は単体の開示内容（P.47）をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

			令 和 5 年 度				令 和 6 年 度				
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー 期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エクスポージャー 期末残高
			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
法人	農 業	172	162	－	－	－	130	120	－	－	－
	林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製 造 業	1,057	55	1,002	－	－	1,856	52	1,803	－	51
	鉱 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	4	3	－	－	－	3	2	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	621	－	602	－	－	1,221	－	1,202	－	－
	運輸・通信業	612	－	600	－	－	712	－	700	－	－
	金融・保険業	100,058	－	2,703	－	－	94,446	－	4,507	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,193	172	802	－	－	1,386	164	1,002	－	102
	日本国政府・地方公共団体	13,268	7,167	6,100	－	－	17,435	9,963	7,471	－	－
	上 記 以 外	152	48	100	－	－	143	39	100	－	－
個 人	18,311	18,278	－	－	181	19,963	19,903	－	－	336	
そ の 他	6,088	－	－	－	－	6,220	－	－	－	1	
業 種 別 残 高 計		141,536	25,886	11,910	－	181	143,518	30,246	16,787	－	491
残存期間別残高計	1 年 以 下	94,015	876	－	－		85,357	458	400	－	
	1 年超 3 年以下	1,693	992	701	－		4,738	1,735	2,001	－	
	3 年超 5 年以下	3,709	1,706	2,003	－		4,474	766	3,707	－	
	5 年超 7 年以下	1,562	760	802	－		3,094	1,190	1,703	－	
	7 年超 10 年以下	10,871	6,462	4,408	－		13,456	7,941	5,515	－	
	10 年 超	18,567	14,571	3,996	－		20,864	17,407	3,457	－	
	期限の定めのないもの	11,120	519	－	－		11,530	746	－	－	
残存期間別残高計		141,538	25,886	11,910	－		143,518	30,246	16,787	－	

- （注） １．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- ２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- ３．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- ４．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- ５．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ ３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度					令 和 6 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2	1		2	1	1	0		1	0
個 別 貸 倒 引 当 金	149	140	—	149	140	140	132	—	139	132

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位：百万円)

区 分		令 和 5 年 度						令 和 6 年 度					
		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	41	39	—	41	39	—	39	35	—	39	35	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動 産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サー ビス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		173	139	—	173	139	—	139	135	—	139	135	—
業 種 別 残 高 計		214	178	—	214	178	—	178	170	—	178	170	—

(注) 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令 和 6 年 度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E / (C+D))
現金	0	303	—	303	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,358	—	3,358	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	13,839	—	13,839	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	300	—	300	—	300	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	599	—	599	—	10	2
地方三公社向け	20	100	—	100	—	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	86,803	—	86,803	—	17,601	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	601	—	601	—	120	20
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	7,441	—	7,441	—	3,143	42
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	5,077	1,833	4,062	183	3,400	80
（うちトランザクター向け）	45	—	52	—	5	2	45
不動産関連向け	20～150	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	304	254	293	15	370	120
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	0～10	14,601	—	14,327	—	1,432	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	72	—	72	—	72	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	10,346	0	10,346	0	17,130	166
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

項 目	令 和 6 年 度						
	リスク・ウェイト (%)	C C F・信用リスク削減効果適用前		C C F・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F (= E / (C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	4,430	—	4,430	—	11,076	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	91	—	91	—	229	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	5,824	0	5,824	0	5,824	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちS T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期S T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちS T C ・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—	—
合 計 (信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	43,190	—

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑦ ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
(単位：百万円)

項 目	令 和 6 年 度													
	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）													
	0%	20%		50%		100%		150%		その他		合計		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—		—		—		—		—		—		
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—		—		—		—		—		—		
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	—	—		—		—		—		—		—		
	0%	20%		50%		100%		150%		その他		合計		
我が国の地方公共団体向け	—	—		—		—		—		—		—		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—		—		—		—		—		—		
地方公共団体金融機構向け	—	—		—		—		—		—		—		
我が国の政府関係機関向け	—	—		—		—		—		—		—		
地 方 三 公 社 向 け	—	—		—		—		—		—		—		
	0%	20%		30%		50%		100%		150%		その他		合計
国 際 開 発 銀 行 向 け	—	—		—		—		—		—		—		—
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他		合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—		—		—		—		—		—		—
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—		—		—		—		—		—		—
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他		合計				
カバード・ボンド向け	—	—		—		—		—		—		—		—
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他		合計			
法 人 等 向 け （特定貸付債権向けを含む。）	—	—		—		—		—		—		—		—
（うち特定貸付債権向け）	—	—		—		—		—		—		—		—
	100%		150%		250%		400%		その他			合計		
劣後債権及びその他資本性証券等	—		—		—		—		—			—		
株 式 等	—		—		—		—		—			—		
	45%		75%		100%			その他			合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	—		—		—			—			—			
（うちトランザクター向け）	—		—		—			—			—			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不 動 産 関 連 向 け うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不 動 産 関 連 向 け うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計	
不 動 産 関 連 向 け うち事業用不動産向け	—		—		—		—		—		—		—	
	60%				その他					合計				
不 動 産 関 連 向 け うちその他不動産関連向け	—				—					—				
	100%			150%			その他			合計				
不 動 産 関 連 向 け うち A D C 向 け	—			—			—			—				
	50%		100%			150%			その他			合計		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—		—			—			—			—		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—		—			—			—			—		
	0%		10%		20%		100%		その他			合計		
現 金	—		—		—		—		—			—		
取 立 未 済 手 形	—		—		—		—		—			—		
信用保証協会等による保証付	—		—		—		—		—			—		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—		—			—		
共 済 約 款 貸 付	—		—		—		—		—			—		

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	15,485	15,485
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	13,540	13,540
	リスク・ウェイト 20%	1,202	93,852	95,054
	リスク・ウェイト 35%	—	479	479
	リスク・ウェイト 50%	3,406	107	3,513
	リスク・ウェイト 75%	—	1,957	1,957
	リスク・ウェイト100%	—	7,233	7,233
	リスク・ウェイト150%	—	27	27
	リスク・ウェイト250%	—	4,249	4,249
	そ の 他	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—
計		4,608	136,930	141,538

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	122,472	—	—	121,276
40%～70%	6,192	159	10	6,199
75%	1,341	1,575	10	1,460
80%	0	—	—	—
85%	77	—	—	67
90%～100%	2,451	203	10	2,423
105%～130%	—	—	—	—
150%	191	138	10	200
250%	—	—	—	—
400%	72	—	—	72
1250%	—	—	—	—
そ の 他	1	10	10	1
合 計	132,800	2,087	10	131,700

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、ＪＡのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.54）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 向 け	—	—	—
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	—	300	—
地 方 三 公 社 向 け	—	100	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法 人 等 向 け	—	—	—
中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	175	306	—
抵 当 権 住 宅 ロ ー ン	—	—	—
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 等 向 け	—	0	—
証 券 化	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—
上 記 以 外	5	1	—
合 計	180	708	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 向 け	—	—	—
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	—	498	—
地 方 三 公 社 向 け	—	100	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中 堅 中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	161	381	—
自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け	—	—	—
抵 当 権 付 き 住 宅 ロ ー ン	—	—	—
貸 借 用 不 動 産 関 連 向 け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1	1	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証 券 化	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—
合 計	162	981	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SAA-CVA、完全なBAA-CVA、限定的なBAA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

(8) マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しています。

(※以下、ＪＡの具体的なリスク管理の方針、手続及び体制の概要等を記載)

(※マーケット・リスク相当額に係る額を不算入とする場合)

◇当ＪＡは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

◇連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.40）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにおける出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.58）をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和５年度		令和６年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,475	4,475	4,502	4,502
合計	4,475	4,475	4,502	4,502

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和５年度			令和６年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている評価損益等）

(単位：百万円)

令和５年度		令和６年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P.59）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,205	1,619	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	20	39
3	スティープ化	1,250	1,514		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	—	8		
7	最大値	1,250	1,619	20	39
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	10,872		10,593	

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』を言います。
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では４％以上が必要とされていますが、ＪＡバンクでは自主的な取り決めにより８％以上が必要とされています。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	各エクスポージャーに対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスク・ウェイトを乗じて算出した信用リスク・アセット額、CVAリスク相当額を８％で除した額の合計額を言います。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに４％を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。１年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。１年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業に係るその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業に係るその他の費用、国債等債券売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第１順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。

用 語	内 容
CVAリスク (Credit Value adjustment)	CVA（派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額を言います。）が変動するリスクを言います。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化をあてはめることです。
△ EVE・△ NII	△ EVEとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものを言います。△ NIIとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものを言います。△ EVEについては、6つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化・フラット化・短期金利上昇・短期金利低下）に基づいて、△ NIIについては2つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト）に基づいて計測を実施します。
上方パラレルシフト・ 下方パラレルシフト	満期までの残存年数が異なる債券についての金利が、全体的に上昇することを上方パラレルシフトと言います。反対に、金利が全体的に下落することを下方パラレルシフトと言います。
スティープ化・フラット化	長期金利が上昇して、短期金利と長期金利との差が大きくなることをスティープ化と言います。反対に、長期金利が下落して、短期金利と長期金利との差が小さくなることをフラット化と言います。

ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

〈単体ベースの開示項目〉

〈概況及び組織に関する事項〉

1. 業務の運営の組織…………… 61～64
2. 理事及び監事の氏名及び役職名…………… 62
3. 事務所の名称及び所在地…………… 64

〈主要な業務の内容〉

4. 主要な業務の内容…………… 11

〈主要な業務に関する事項〉

5. 直近の事業年度における事業の概要…………… 6～7
6. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標…………… 27
7. 直近の2事業年度における主要な事業の状況を示す指標
 - ① 主要な業務の状況を示す指標
 - a. 事業粗利益及び事業粗利益率…………… 28
 - b. 資金運用収支、役務取引等収支及び
その他事業収支…………… 28
 - c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定平
均残高、利息、利回り及び総資金利ざ
や…………… 28
 - d. 受取利息及び支払利息の増減…………… 28
 - e. 総資産経常利益率及び資本経常利益率… 40
 - f. 総資産当期純利益率及び資本当期純
利益率…………… 40
 - ② 貯金に関する指標
 - a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯
金、その他の貯金の平均残高…………… 29
 - b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯
金及びその他の区分ごとの定期貯金の
残高…………… 29
 - ③ 貸出金等に関する指標
 - a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高…………… 29
 - b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高…………… 29
 - c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務
保証見返額…………… 30
 - d. 使途別の貸出金残高…………… 30
 - e. 主要な農業関係の貸出実績…………… 31
 - f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金
残高の貸出金の総額に対する割合…………… 30
 - g. 貯貸率の期末値及び期中平均値…………… 40
 - ④ 有価証券に関する指標
 - a. 商品有価証券の種類別の平均残高
……………該当なし
 - b. 有価証券の種類別の残存期間別の
残高…………… 35
 - c. 有価証券の種類別の平均残高…………… 34
 - d. 貯証率の期末値及び期中平均値…………… 40

〈業務の運営に関する事項〉

8. リスク管理の体制…………… 8～9

9. 法令遵守の体制……………9～10
10. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化
のための取組の状況…………… 4～5
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容…………… 10

〈直近の2事業年度における財産の状況〉

12. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分
計算書…………… 12～24
13. 貸出金にかかる事項
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権… 32
 - ② 危険債権…………… 32
 - ③ 三月以上延滞債権…………… 32
 - ④ 貸出条件緩和債権…………… 32
 - ⑤ 正常債権…………… 32
14. 自己資本の充実の状況…………… 40～60
15. 次に掲げるものに関する取得価額又は契
約価額、時価及び評価損益
 - ① 有価証券…………… 35～36
 - ② 金銭の信託…………… 36
 - ③ 金融先物取引等……………該当なし
16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額… 34
17. 貸出金償却額…………… 34
18. 法第37条の2第3項の規定に基づき会計
監査人の監査を受けている旨…………… 27

〈連結ベースの開示項目〉

〈組合及びその子会社等の概況に関する事項〉

1. 組合及びその子会社等の主要な事業の内
容及び組織の構成…………… 65
2. 組合の子会社等に関する事項…………… 65

〈組合及びその子会社等の主要な業務に関する事項を組合及びその子会社等につき連結したもの〉

3. 直近の事業年度における事業の概況…………… 65
4. 直近の5連結会計年度における主要な業
務の状況を示す指標…………… 65

〈直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項を組合及びその子会社等につき連結したもの〉

5. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算
書…………… 66～78
6. 債権等のうち次に掲げるものの額及びその
合計額
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権… 78
 - ② 危険債権…………… 78
 - ③ 三月以上延滞債権…………… 78
 - ④ 貸出条件緩和債権…………… 78
 - ⑤ 正常債権…………… 78
7. 自己資本の充実の状況…………… 79～96
8. 事業の種類別情報
 - ① 経営収益…………… 65、78
 - ② 経常利益…………… 65、78
 - ③ 資産の額…………… 65、78



加賀農業協同組合

〒922-0497 加賀市作見町ホ10番地1
TEL.0761-73-1313 FAX.0761-73-4522